

第2次小浜市自殺対策計画

(案)

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月

小浜市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画の目標数値	2
5. 計画策定の体制	2
(1) アンケート調査の実施	2
(2) 策定体制	2
(3) パブリックコメントの実施	2
第2章 自殺の現状と課題	3
1. 本市における自殺の現状	3
(1) 自殺者数の推移	3
(2) 自殺死亡率の推移	3
(3) 年代別の自殺者の割合、自殺死亡率	4
(4) 原因・動機別の状況	5
(5) 職業別の自殺者の状況	7
(6) 自殺未遂歴の状況	7
2. 地域自殺実態プロファイル	8
(1) 地域の自殺の特徴	8
(2) 高齢者の自殺関連	8
3. アンケート調査結果	9
(1) 調査概要	9
(2) 調査結果（抜粋）	9
4. 第1次計画の振り返り	16
(1) 計画の目標数値について	16
(2) 基本目標の進捗状況と振り返り	16
5. 自殺対策の課題	17
第3章 自殺対策の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 基本方針	18
3. 推進体制	19

第4章 自殺対策の具体的な取組み	20
自殺対策計画推進の関連図	20
基本目標1 こころの健康づくりの推進	21
(1) 高齢者への支援【重点施策】	21
(2) 子ども・若者への支援【重点施策】	23
(3) 勤労者への支援	24
(4) 子育て世代への支援	25
基本目標2 地域におけるネットワークの強化	26
(1) 人材育成の推進【重点施策】	26
(2) 総合的な支援体制の構築	27
(3) 市民に対する周知・啓発	28
基本目標3 こころの不調を抱える人への支援	29
(1) 相談窓口体制の充実【重点施策】	29
(2) 生活困窮者や多重債務者等への支援【重点施策】	30
(3) 精神障がいを持つ人への支援	31
自殺対策関連事業一覧（令和6年7月現在）	32
参考資料	42
自殺対策計画進捗確認シート	42
自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	50
自殺総合対策大綱	54
本計画で使用したデータの種類	54
小浜市自殺対策計画策定委員会設置要綱	55
小浜市自殺対策計画策定委員名簿	56
計画策定の経緯	56

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。50ページ参照）が施行されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国の自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、全国の自殺者数は依然として年間2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となりえる様々な問題が悪化したことにより、11年ぶりに自殺者の総数が前年を上回るなど深刻な状況は続いています。

平成28年4月には基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県および市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされたことから、本市においては、令和元年度に「小浜市自殺対策計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し自殺対策に取り組んできました。

今回、第1次計画の計画期間の終了に伴い、令和4年10月に見直された「自殺総合対策大綱」（以下、「大綱」という。54ページ参照）や国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」※、また、地域の実状を踏まえつつ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて「第2次小浜市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

<自殺者の推移>

(単位：人)

	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年
全 国	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657
福井県	124	119	113	126	128	114	99
小浜市	5	4	5	5	8	3	4

【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

※ 持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）

2015年9月の国連サミットで採択された2016～2030年の国際目標。地球上の誰一人として取り残さないことを基本理念とし、持続可能な世界を実現するために貧困の解消や健康と福祉の促進など17の目標から構成されている。

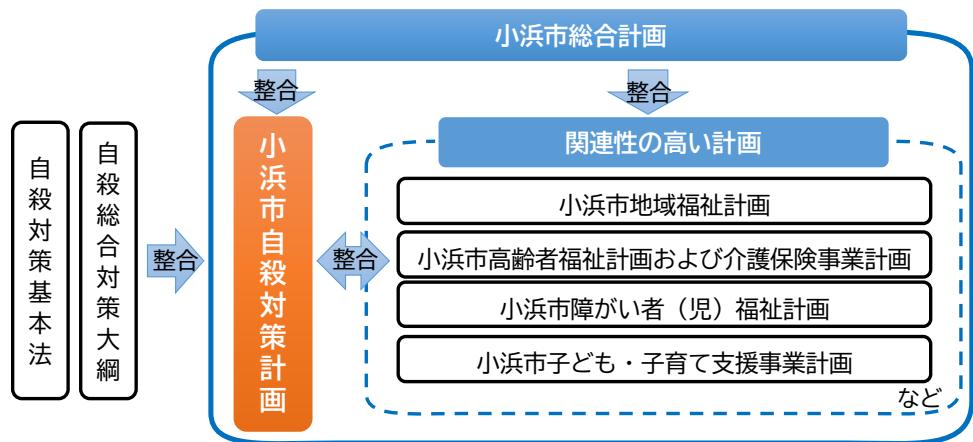
2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、國の大綱を踏まえて策定するものです。また、本計画は「小浜市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

＜各種計画等との関連図＞



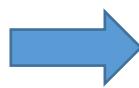
4. 計画の目標数値

国の大綱においては、前大綱に引き続き、令和8年までの10年間で平成27年の自殺死亡率から30%以上減少させる数値目標を掲げています。

本市においても、「平成30年の自殺死亡率を、10年後（令和10年）に30%減少させ、9.3以下にする」という目標を引き継ぎ、本計画の最終年度においてもその目標維持を目指すこととします。

自殺対策を通じて達成すべき目標値（自殺死亡率※）

平成30年の自殺死亡率
13.4



10年後に
9.3以下

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数（地域の自殺者数÷人口×100,000）

5. 計画策定の体制

（1）アンケート調査の実施

市民に対し、こころの健康に関する意識や自殺対策についてお聞きし、その意向を反映させ、市民、地域および行政が一体となって本計画をつくりあげていくため、「こころの健康に関するアンケート調査」（9ページ参照）を実施しました。

（2）策定体制

本計画の策定にあたり、保健、医療、福祉の各分野の関係者など、幅広い関係者が参画した「小浜市自殺対策計画策定委員会」（55ページ参照）を設置し、計画策定に取り組みました。

（3）パブリックコメントの実施

多くの市民から広く意見をうかがい、計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。提出されたご意見は、小浜市自殺対策計画策定委員会にて検討し、本計画に反映しました。

実施期間	令和7年2月5日（水）～令和7年2月26日（水）
意見提出数	●件

第2章 自殺の現状と課題

1. 本市における自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

近年の本市の自殺者数は令和3年を除くと横ばいの状況が続いているが、令和5年には4人となっています。男性の自殺者数は、女性と比較して依然として多い状況です。

(単位：人)

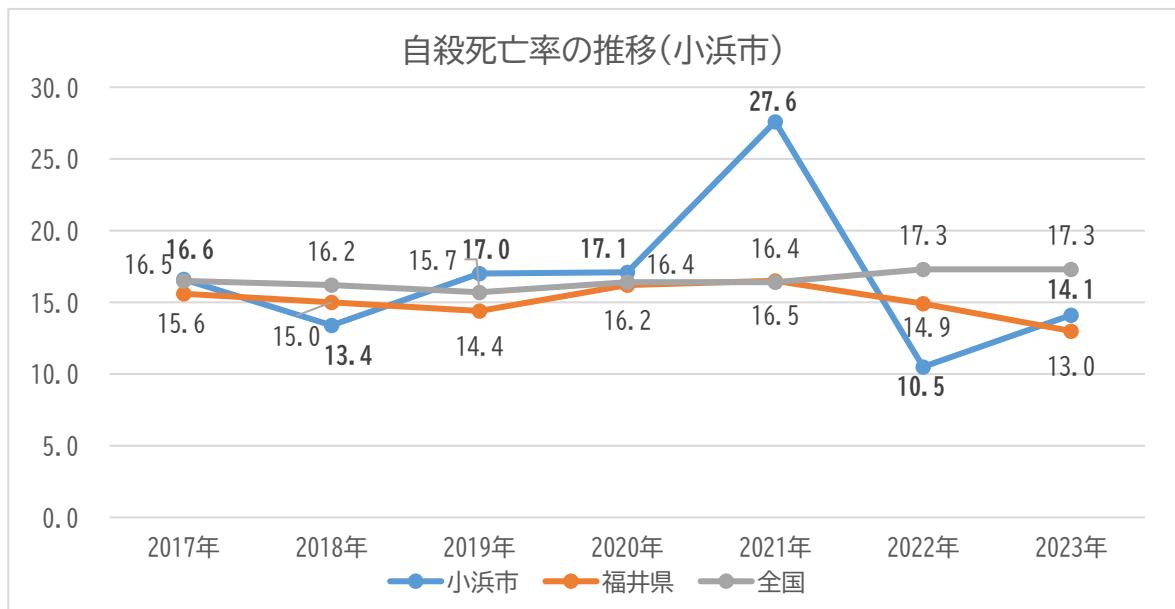
	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年	令和元年 2019 年	令和2年 2020 年	令和3年 2021 年	令和4年 2022 年	令和5年 2023 年	合計
男性	3	4	3	3	7	2	2	24
女性	2	0	2	2	1	1	2	10
合計	5	4	5	5	8	3	4	34

【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(2) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、ここ近年は令和3年と令和4年を除き全国や福井県の自殺死亡率に近い値で推移しています。

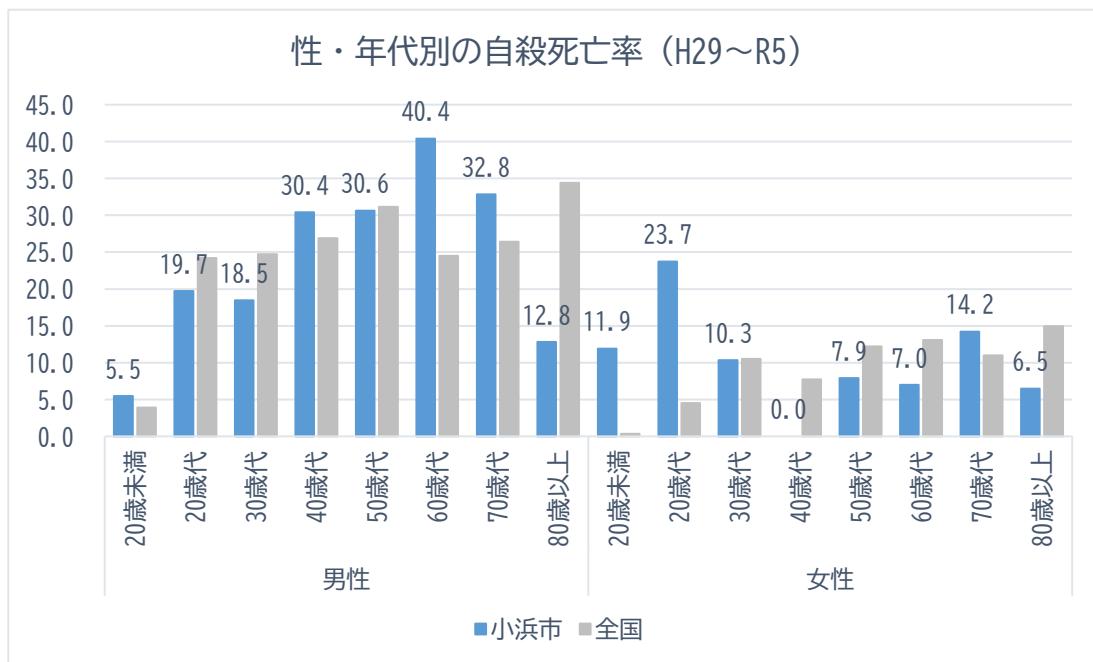
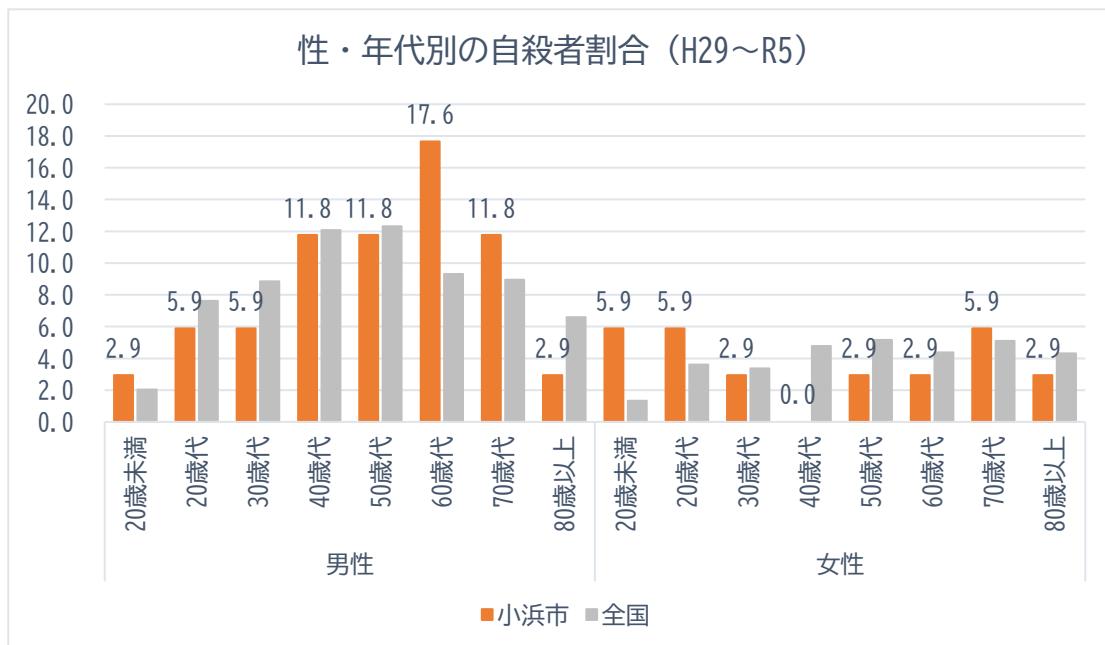
	平成 29 年 2017 年	平成 30 年 2018 年	令和元年 2019 年	令和2年 2020 年	令和3年 2021 年	令和4年 2022 年	令和5年 2023 年
全国	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3	17.3
福井県	15.6	15.0	14.4	16.2	16.5	14.9	13.0
小浜市	16.6	13.4	17.0	17.1	27.6	10.5	14.1



【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(3) 年代別の自殺者の割合、自殺死亡率

平成 29 年以降の年代別の自殺者の割合は、男性は特に 60 歳代、70 歳代が、女性は 20 歳未満、20 歳代、70 歳代の自殺者の割合が、全国と比較して高くなっています。また、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺死亡者数）をみると、男性の 60 歳代、70 歳代、女性の 20 歳未満、20 歳代が全国と比較して特に高くなっています。

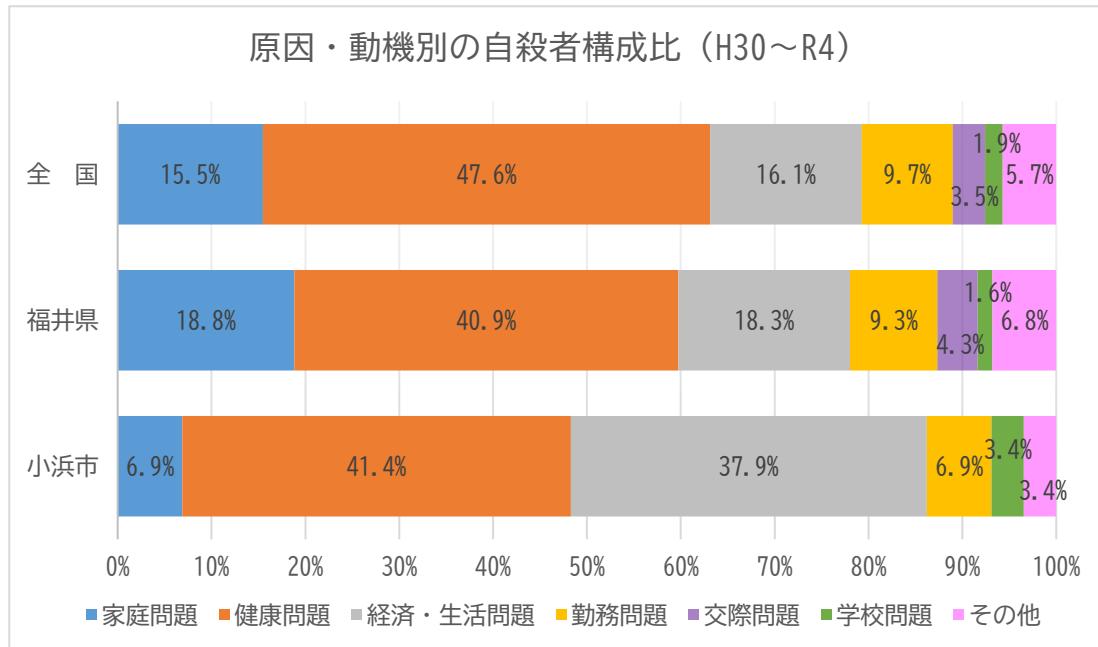


【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）
総務省　住民基本台帳に基づく人口

(4) 原因・動機別の状況

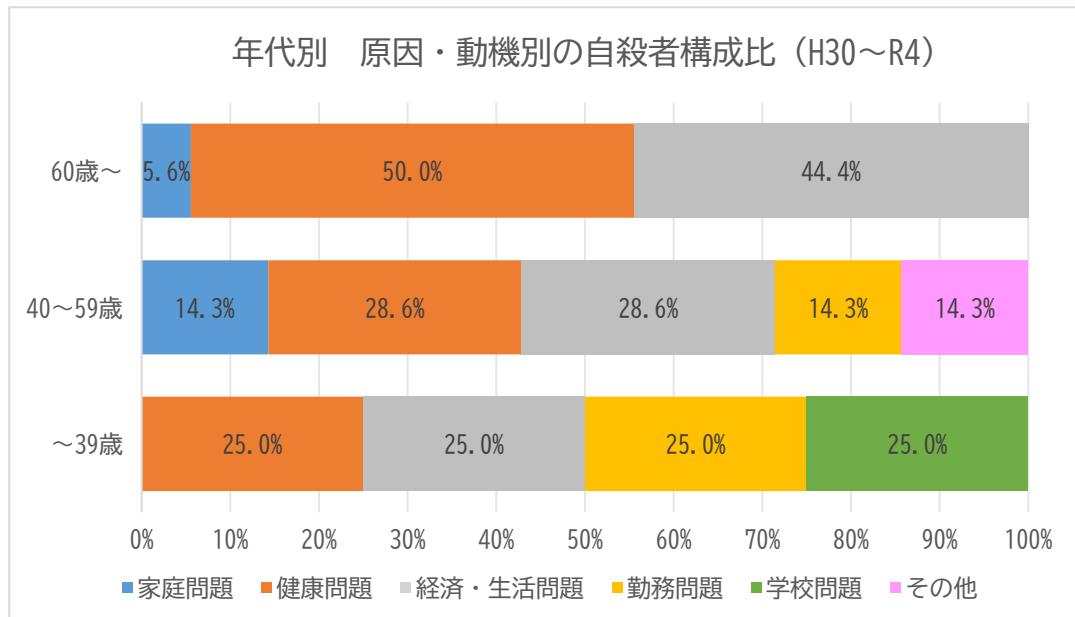
本市における原因・動機別の自殺者の構成をみると、福井県、全国と同様に「健康問題」が41.4%を占めて最も高く、次いで「経済・生活問題」が37.9%となっています。

福井県および全国と比較すると、「家庭問題」と「交際問題」の割合が低く、「経済・生活問題」、「学校問題」の割合が高くなっています。



【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）
※原因・動機については、1人3つまで（令和4年は1人4つまで）選択できる。

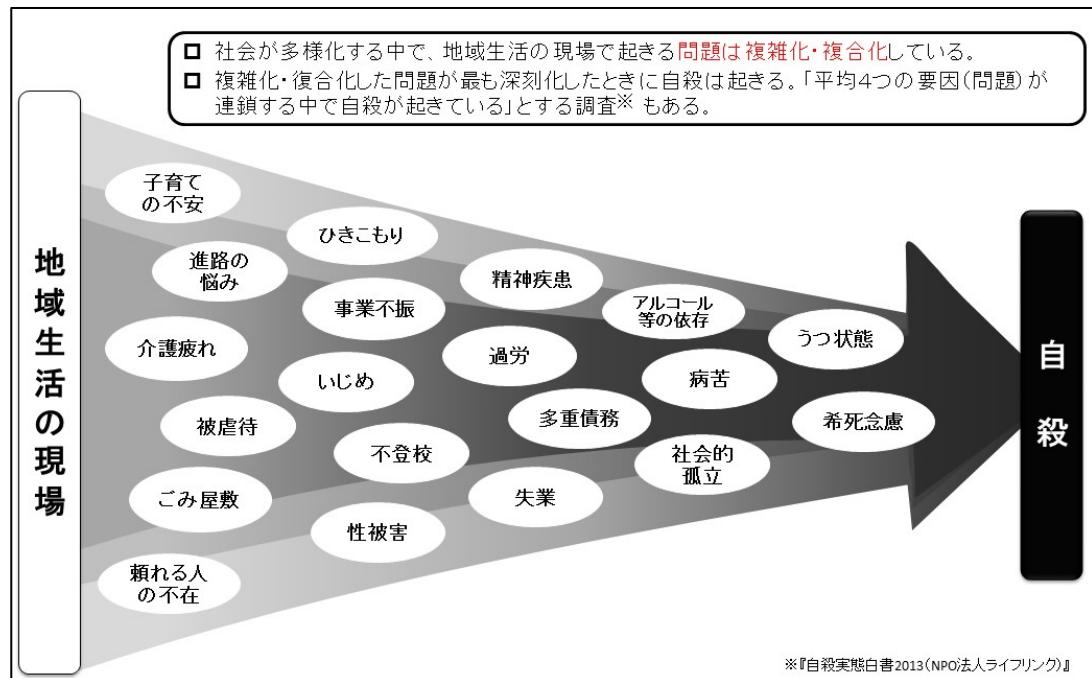
平成30年～令和4年の自殺者のうち、原因・動機について特定できたものの状況をみると、年代によって原因・動機に違いはありますが、年代が高くなるにつれ、「健康問題」や「経済・生活問題」の割合が高くなっています。



【出典】警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成
※原因・動機については、1人3つまで（令和4年は1人4つまで）選択できる。

自殺の原因・動機は、下図のように、ひとつではなく、様々な要因が連鎖しています。

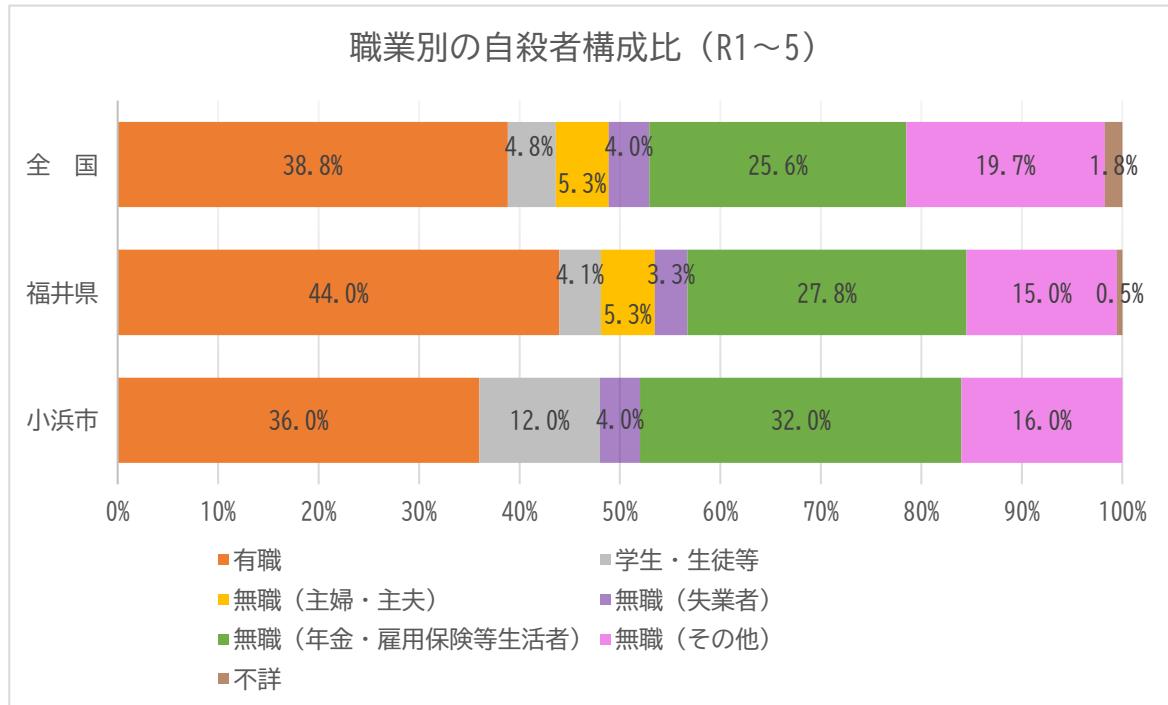
<自殺の危機要因イメージ図>



【出典】厚生労働省 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引

(5) 職業別の自殺者の状況

令和元年以降の職業別の自殺者の割合は、「学生・生徒等」が福井県、全国の割合を上回っています。また、「年金・雇用保険等生活者」の割合もやや高い状況です。

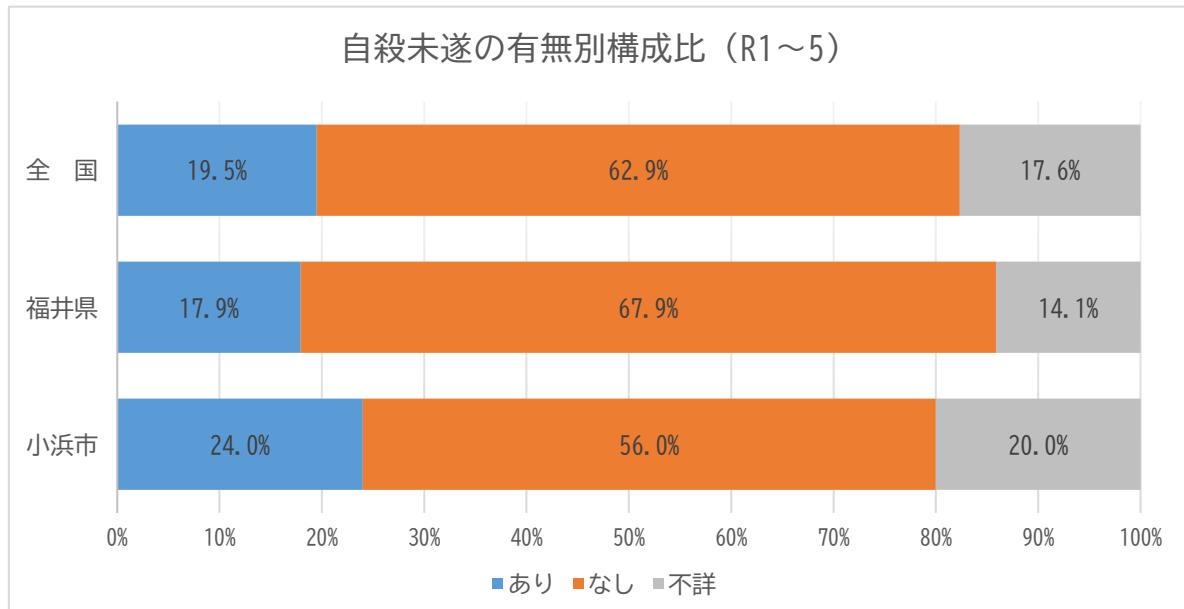


【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(6) 自殺未遂歴の状況

本市における令和元年から令和5年の自殺者について、自殺未遂歴の有無をみると、未遂歴「あり」が24.0%、「なし」が56.0%となっています。

福井県、全国と比較すると、未遂歴「なし」の割合が低いですが、「あり」の割合はやや高くなっています。



【出典】厚生労働省　自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

2. 地域自殺実態プロファイル

(1) 地域の自殺の特徴

本市における令和元年から令和5年までの自殺の特徴としては、女性に比べて男性の自殺者数が多く、60歳以上の無職の方が上位となっており、自殺者の主な背景としては、失業（退職）や死別・離別からの精神的うつ状態、介護の悩みや身体疾患などが推定されています。

また、20～39歳女性の無職者、20～39歳男性の有職者も5位以内となっており、女性では離婚や子育ての悩み、男性では仕事の悩みなどが主な背景として推定されています。

<地域の主な自殺者の特徴（自殺日・住居地、R1～5合計）>

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職独居	3	12.0%	144.8	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	3	12.0%	27.8	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:女性 20～39歳無職同居	2	8.0%	63.8	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職独居	2	8.0%	43.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職同居	2	8.0%	21.0	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）「地域自殺実態プロファイル（2024更新版）」
警察庁自殺統計原票データをJSCPにて個別集計。

順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。

*自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基にJSCPにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考に推定。

(2) 高齢者の自殺関連

本市における60歳以上の自殺者の内訳をみると、「男性60歳代」における、同居人「なし」の割合と、「男性70歳代」における、同居人「あり」の割合が、全国を大きく上回っています。

<60歳以上の自殺者の内訳（自殺日・住居地、R1～5合計）>

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	3	16.7%	25.0%	13.1%	10.2%
	70歳代	3	1	25.0%	8.3%	14.8%	8.8%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	12.2%	5.4%
女性	60歳代	1	0	8.3%	0.0%	8.2%	2.9%
	70歳代	0	1	0.0%	8.3%	8.9%	4.4%
	80歳以上	0	1	0.0%	8.3%	6.8%	4.3%
合計		12		100%		100%	

【出典】JSCP「地域自殺実態プロファイル（2024更新版）」

警察庁自殺統計原票データをJSCPにて個別集計。

高齢者（65歳以上）の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示しています。

3. アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査設計

調査対象：小浜市内に在住する 18 歳以上 85 歳以下の方

調査方法：郵送による配付 郵送とオンラインによる回収

抽出方法：無作為抽出

調査期間：令和 6 年 7 月 29 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

② 回収結果

発送数：1,500 票

回収数：390 票（男性：164 票、女性：221 票、回答しない：3 票、無回答：2 票）

有効回収数：390 票

有効回収率：26.0%

③ 調査結果を見る際の注意点

基数となるべき実数は、(n=〇〇) として表示しています。

比率はすべて 100% で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。

そのため、百分率の合計が 100% にならないことがあります。

複数回答可能な質問の場合、回答の合計は回答者数を上回ることがあります。

(2) 調査結果（抜粋）

① 日頃の悩みや苦労、ストレス、不満について

日頃の悩みや苦労、ストレス、不満などを感じる内容について尋ねたところ、全体では病気などの健康の問題が 30.8% と最も多くなっています。

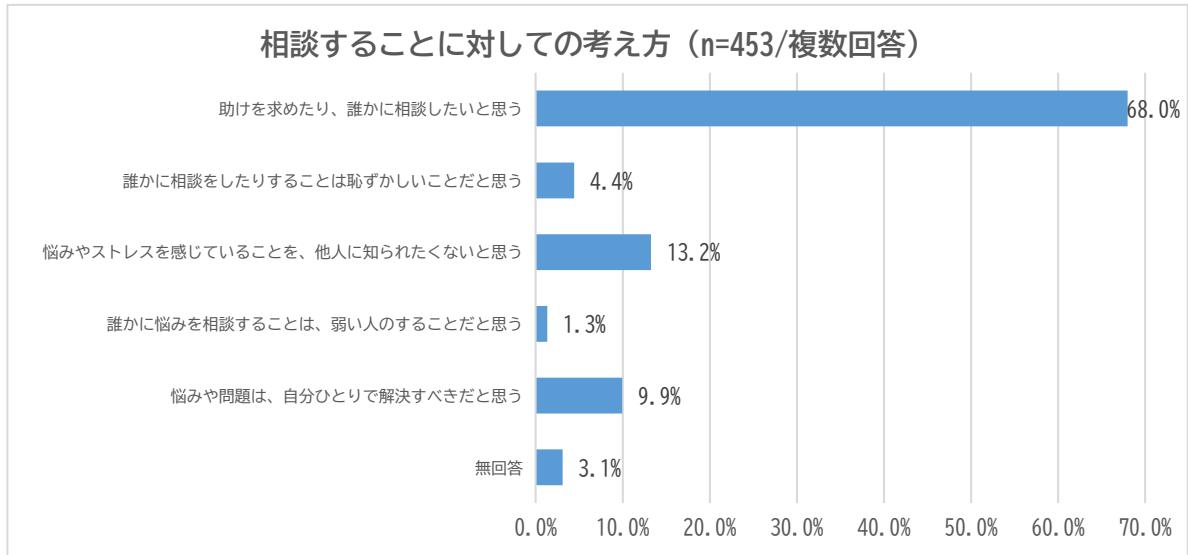
また、年代別では、健康問題に加えて、10 代では学校の問題が、若者・働き世代については、勤務関係や家庭の問題が、60~80 代は家庭の問題が上位となっています。

	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
家庭の問題	25.0%	8.3%	8.8%	26.8%	28.2%	26.7%	32.2%	23.3%	23.1%
病気など健康の問題	30.8%	33.3%	29.7%	24.0%	23.1%	31.5%	29.8%	53.3%	48.1%
経済的な問題	15.7%	8.3%	17.6%	14.0%	17.3%	14.4%	17.4%	15.0%	19.2%
勤務関係の問題	21.6%	8.3%	27.5%	28.5%	24.4%	24.0%	17.4%	5.0%	3.8%
恋愛関係の問題	4.0%	8.3%	13.2%	3.9%	4.5%	0.7%	2.5%	1.7%	1.9%
学校の問題	2.9%	33.3%	3.3%	2.8%	2.6%	2.7%	0.8%	1.7%	3.8%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(n=855/複数回答、年代不明および無回答は除く)

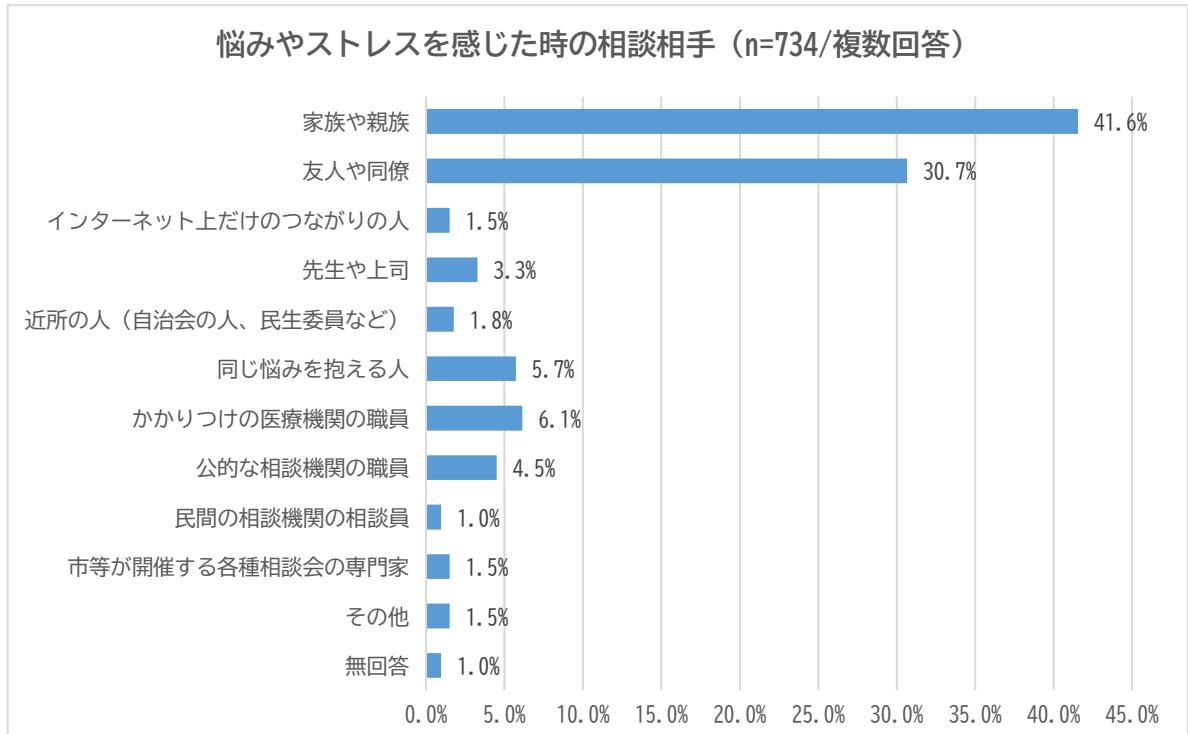
② 悩みやストレスを感じた時に、相談することに対する考え方

悩みやストレスを感じた時に相談することに対する考え方について尋ねたところ、「助けを求めるに、誰かに相談したいと思う」と回答した人が 68.0%でしたが、相談することに対する消極的な回答をした人は 28.8%となっています。



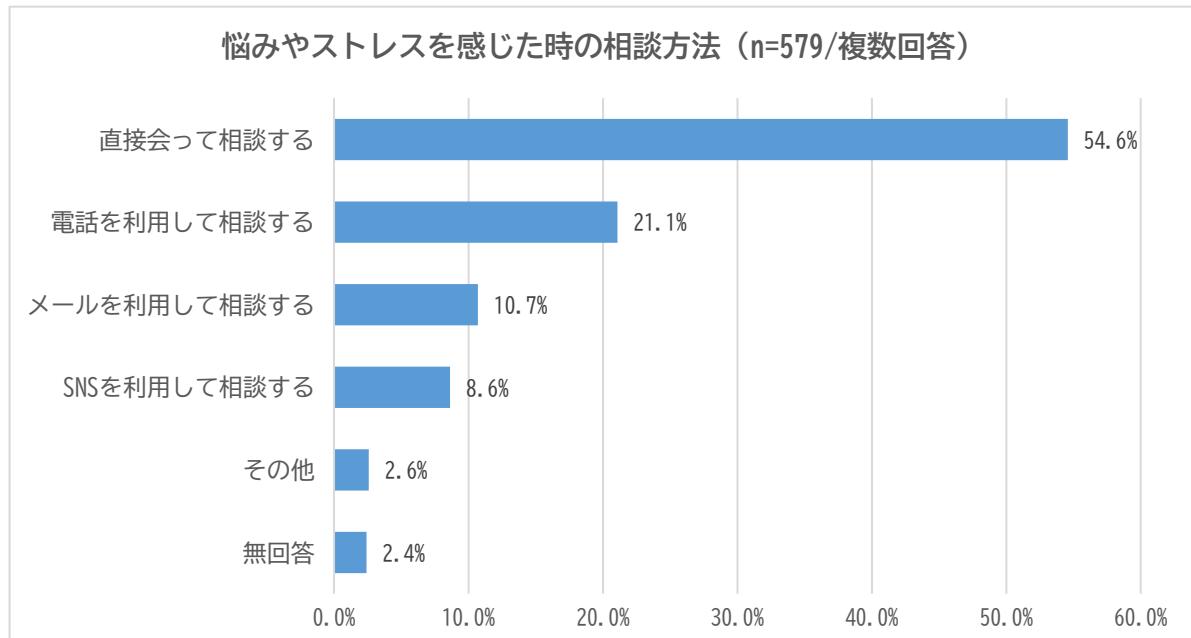
③ 悩みやストレスを感じた時の相談相手

悩みやストレスを感じた時に相談する相手を尋ねたところ、「家族や親族」が 41.6%と最も多く、次いで「友人や同僚」が 30.7%となっており、身近な相手を選ぶ傾向にあります。



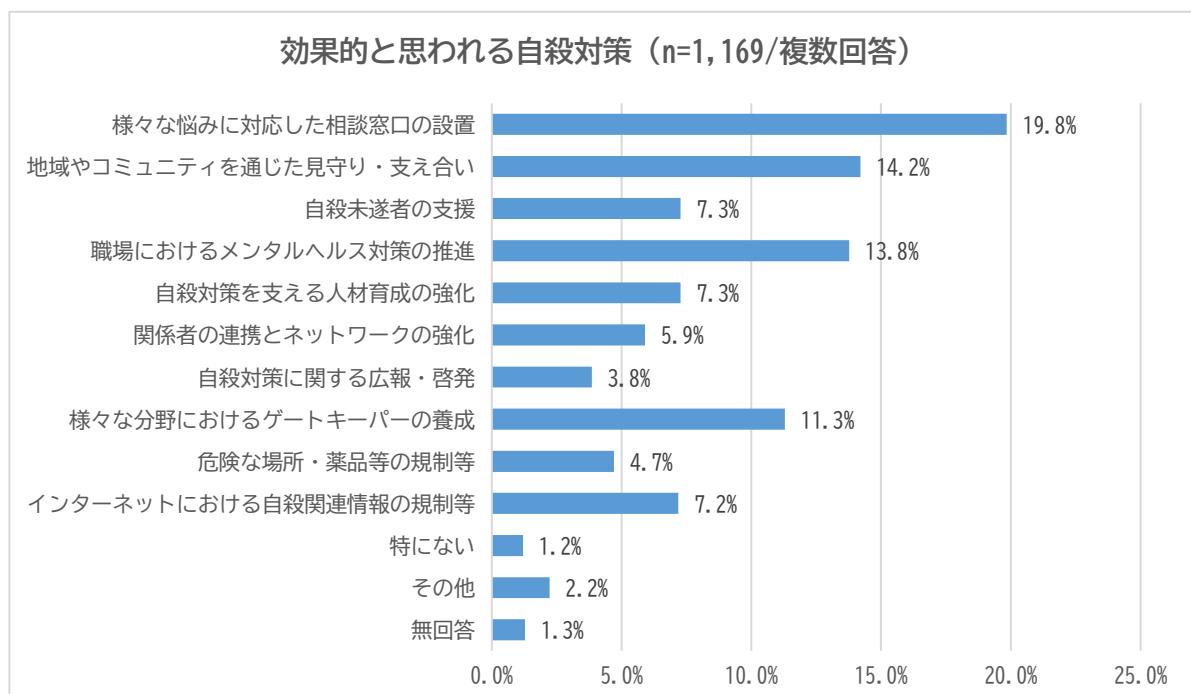
④ 悩みやストレスを感じた時の相談方法

悩みやストレスを感じた時にどの方法を使って相談したいと思うかについて尋ねたところ、「直接会って相談する」が 54.6%と最も多く、次いで「電話を利用して相談する」が 21.1%となっています。



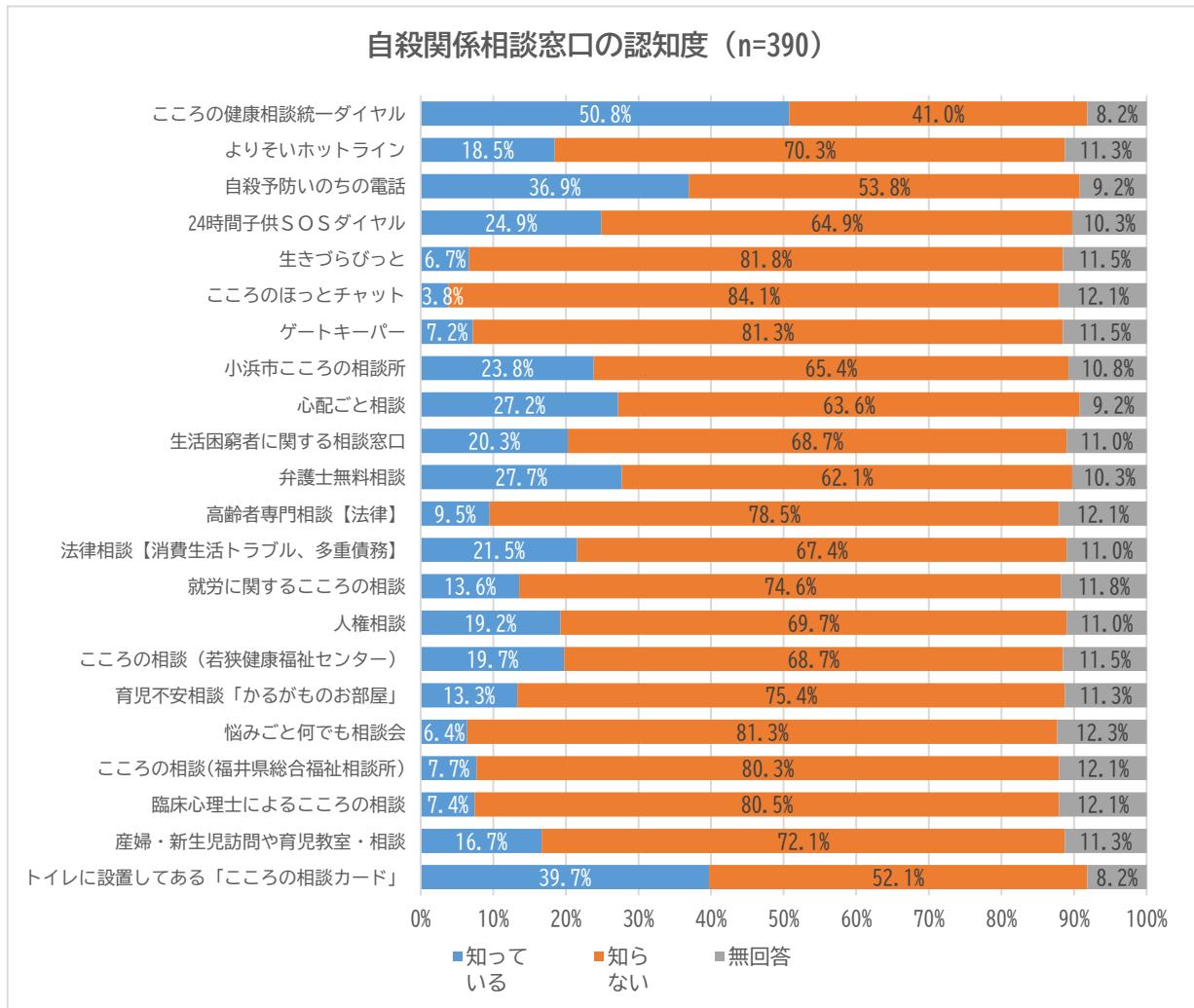
⑤ 自殺者数を減らすために効果的と思われる対策

自殺者数を減らすために、どのような対策が効果的か尋ねたところ、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が 19.8%、次いで「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が 14.2%となっています。



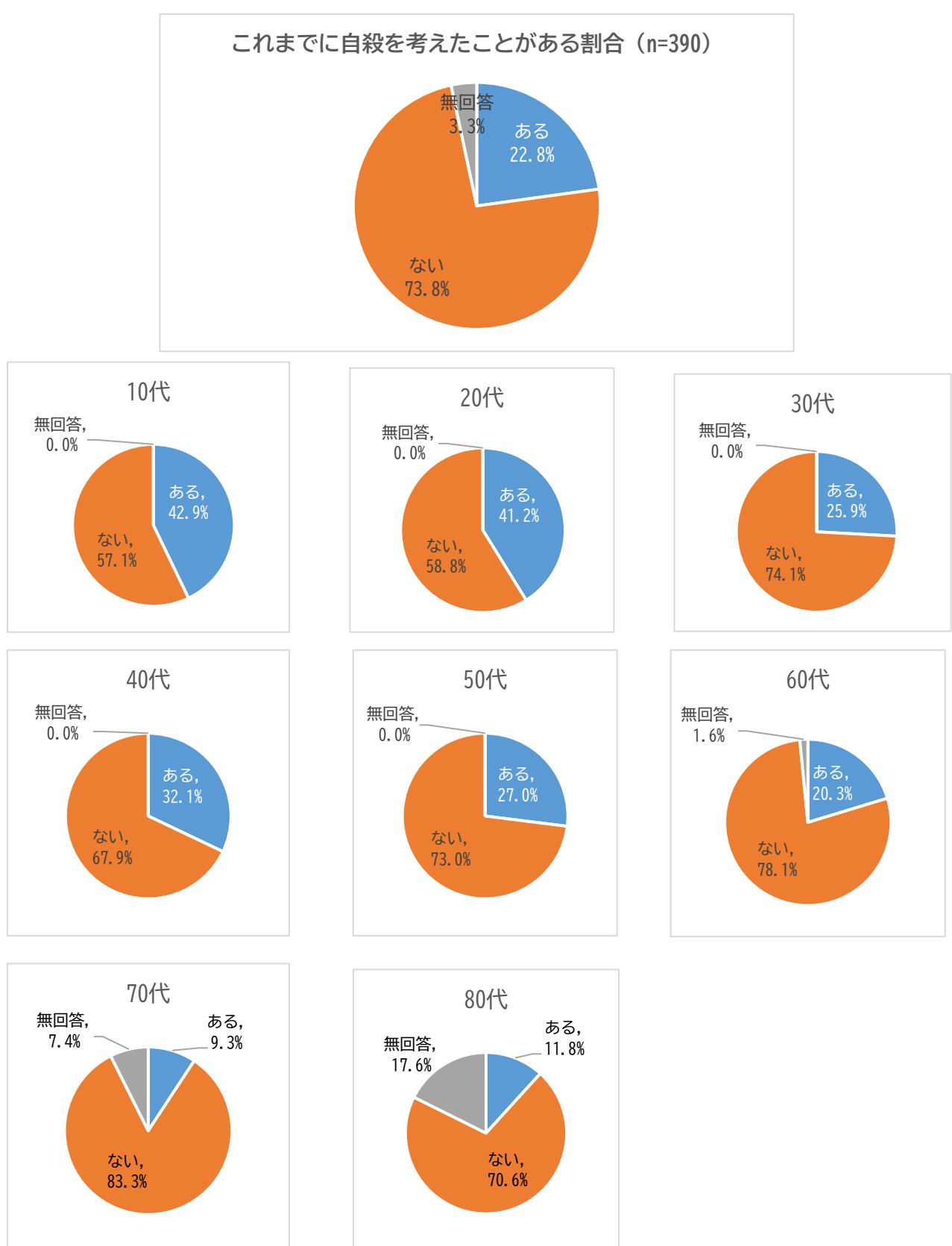
⑥ 自殺対策に関する相談窓口の認知度

自殺対策に関する相談窓口を知っているか尋ねたところ、「こころの健康相談統一ダイヤル」が 50.8%と最も多く、次いでトイレに設置してある「こころの相談カード」が 39.7%という結果となっています。



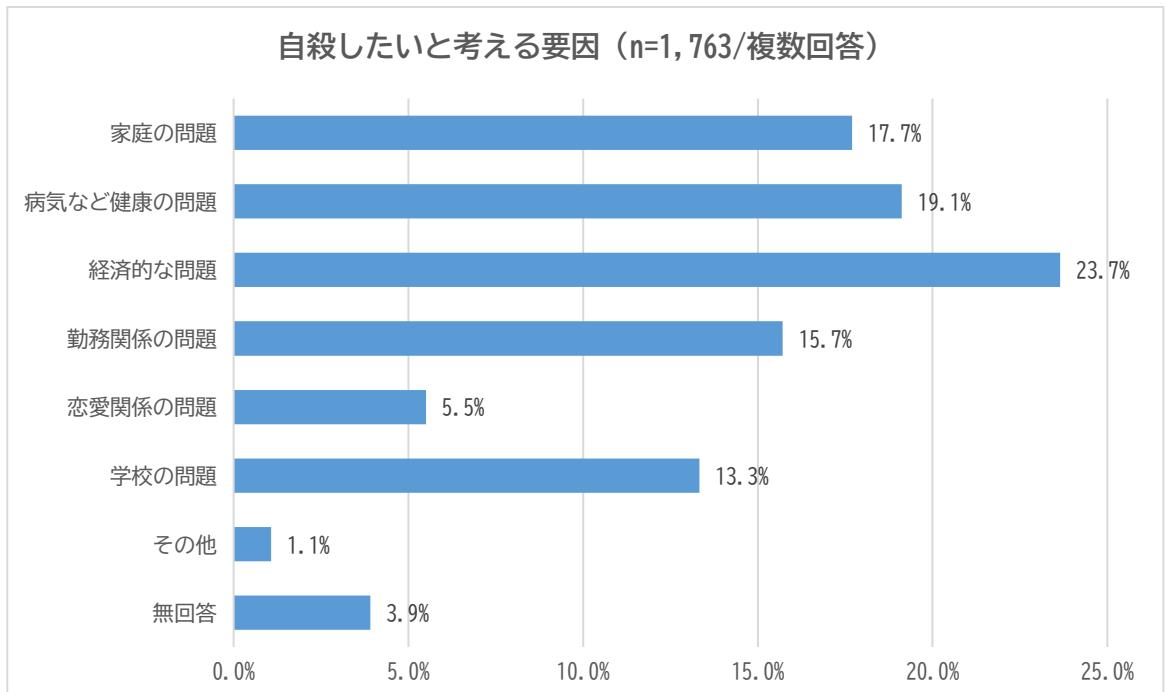
⑦ これまでに本気で自殺を考えたことがあるか

これまでに本気で自殺を考えたことがあるかについて尋ねたところ、「ない」と回答した人は73.8%であり、これまでに本気で自殺を考えたことがある人の割合は22.8%となっています。年代別では、年代が高くなるほど「ある」と回答した人の割合が低くなっていく状況です。



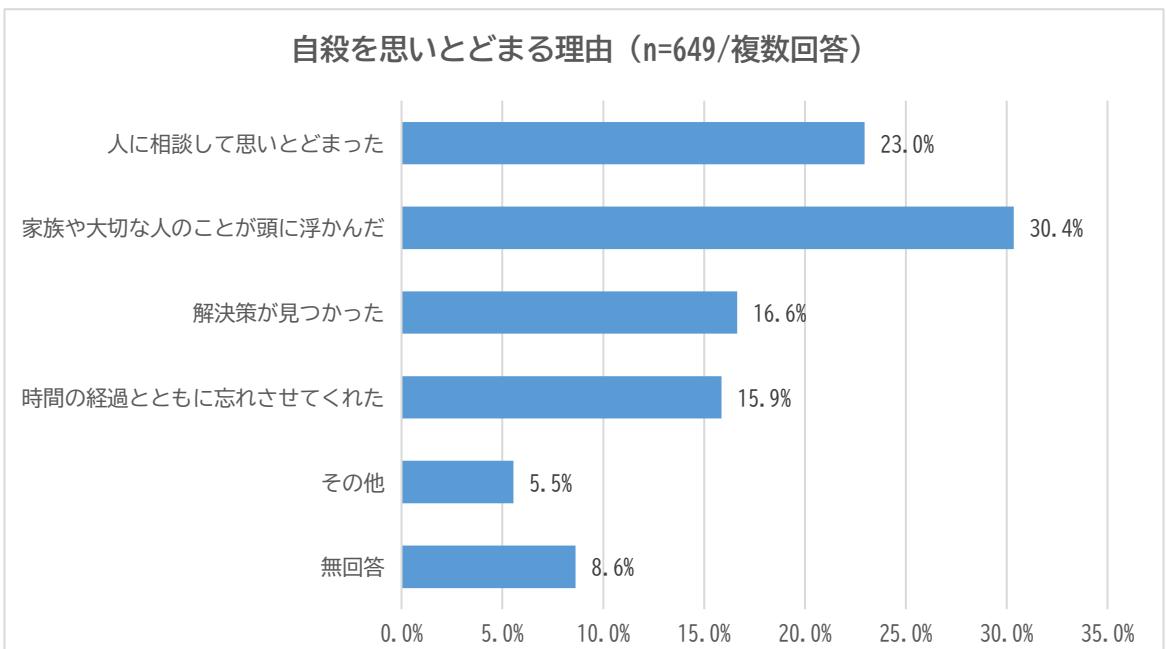
⑧ 自殺したいと考えた（または考えられる）要因

自殺をしたいと考えた、または考えられる要因について尋ねたところ、「経済的な問題」が23.7%と最も多く、次いで「病気など健康の問題」が19.1%、「家庭の問題」が17.7%となっています。



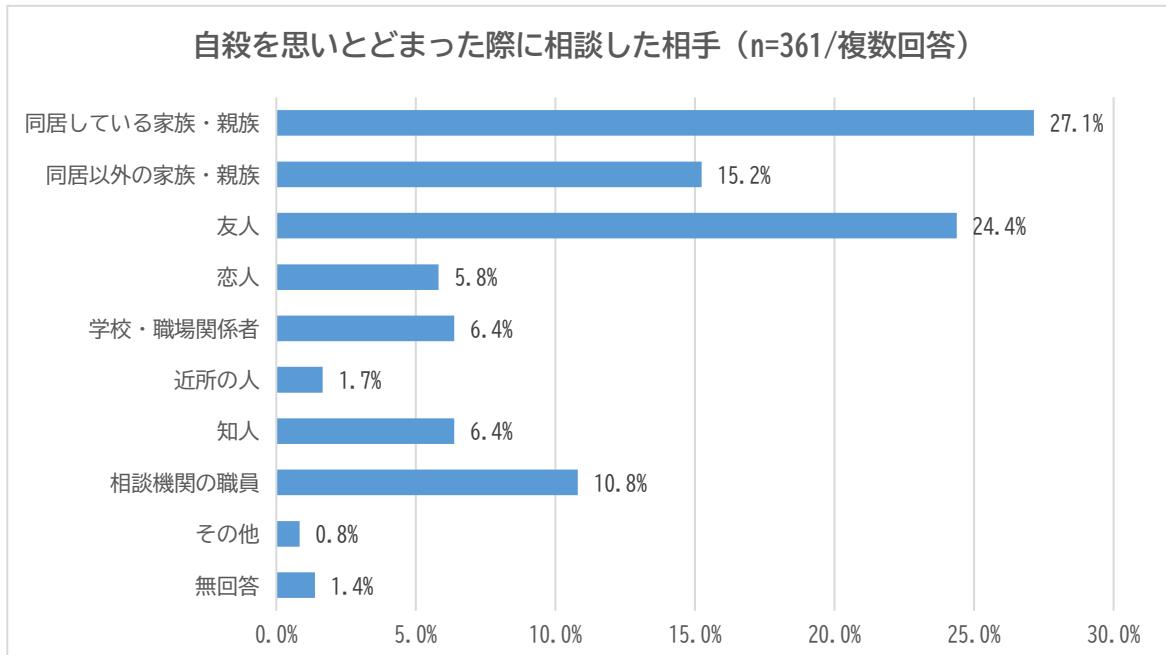
⑨ 自殺を思いとどまったく（または思いとどまると思われる）理由

自殺をしたいという考えを思いとどまったく、または思いとどまるだろうと思われる理由について尋ねたところ、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が30.4%、次いで「人に相談して思いとどまったく」が23.0%となっています。



⑩ 自殺を思いとどまったく際に相談した相手

人に相談して自殺を思いとどまったく回答した人に、相談した相手について尋ねたところ、「同居している家族・親族」が 27.1% と最も多く、次いで「友人」が 24.4% となっています。



⑪ 自殺対策についての考え方や意見（自由記載、一部抜粋）

- ◆ 深い悩みは身近な人には相談できないだろうが、他人には話せる事もあるかもしれない。相談窓口があることを周知する等思い留まるきっかけを掴めるような対策が必要だと思う。(60代女性)
- ◆ 周りの人が、辛い思いをしている人の日々の表情や行動にいち早く気づいてあげること、声をかけることが解決策の一歩だと思う。そして出来る限り傍にいてあげることが大事だと思う。(30代女性)
- ◆ 仕事の問題であれば、家に帰るなど距離を置くことで心が休まると思いますが、家庭の問題の場合、逃げ道・逃げる場所が無く、心が休まることが少ないのでないか。そのため、家庭の問題についての重点的な対策が必要なのではないかと考える。(30代男性)
- ◆ 身近に相談できる専門窓口があっても知られていないケースがある。まずは相談機関の広報・啓発を地道に行っていくことが必要だと思う。(40代男性)
- ◆ 苦しみは人それぞれ違うと思う。便利な社会になっているのに生きづらさは何も変わっていない。誰かに相談するという考えも、思い詰めるとできなくなる。対策としてトイレに設置してあるこの相談カードはとても良いと思った。よく目につき、気軽に相談していいのだと思った。(40代女性)
- ◆ 毎年いじめで自殺している人が後を立たない。いじめの自殺対策として、学校側がもっと積極的に自殺対策について考え実行していかないと減らないと思う。また学校側だけではなく、保護者も「うちの子に限って…」と思わず真剣に考える必要があると思う。(30代女性)

4. 第1次計画の振り返り

(1) 計画の目標数値について

本市では、自殺対策全体をとおして達成すべき目標数値として、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を設定しており、現時点では、令和5年の結果をもとに評価を行います。

第1次計画では、平成30年の自殺死亡率13.4を10年後に9.3以下とするという目標数値を設定しましたが、令和5年の自殺死亡率は14.1と、平成30年の13.4から上昇しています。コロナ禍という特殊な状況や物価高騰などの社会情勢が影響を及ぼしていることが考えられます。

小浜市の自殺死亡率

平成30年	令和5年（現状）	令和10年（目標）
13.4	14.1	9.3以下

(2) 基本目標の進捗状況と振り返り

本市では、自殺対策に関連する各事業について、毎年度「自殺対策計画進捗確認シート」を活用して進捗状況に係る把握・確認を行っています。第1次計画の取組みについて、令和5年度の「自殺対策計画進捗確認シート」をもとに、基本目標1～3の主な取組みについて振り返りました。

※「自殺対策計画進捗確認シート」については、参考資料に掲載していますのでご参照ください。

① 基本目標1について

重点施策である「高齢者への支援」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、ふれあいサロンや老人クラブ活動において参加者同士の交流を図り、心の張りを保つとともに生きがい創出に向けた支援を行い、孤独や孤立の防止を図りました。また、民生委員やひとり暮らし高齢者相談員等による見守りや相談支援を実施することで、高齢者が地域で安心して生活できる体制を推進しました。

「児童生徒」「勤労者」「子育て世代」への支援では、関係各課と連携しながら事業を実施することで、各世代の抱える問題に対し支援を実施しました。

② 基本目標2について

重点施策である「人材育成の推進」では、新型コロナウイルス感染症の影響で、人材育成のための研修会が開催できない状況がありましたが、令和5年度には64名のゲートキーパーを養成することができました。また、認知症サポーター養成では、若年層のサポーターを増やすことができました。

若狭地域自殺対策連絡協議会や若狭地区障害児・者自立支援協議会等の開催により、地域の状況を総合的に捉え、地域課題について検討を行うなど連携を図りました。また、「こころの相談カード」の設置をはじめとした市民への周知・啓発を実施し、相談窓口の周知を図りました。

③ 基本目標3について

重点施策である「相談窓口体制の充実」では、専門職等による相談を定期的に開催しました。また、もうひとつの重点施策である「生活困窮者や多重債務者等への支援」では、自立促進支援センターや生活保護の業務等により生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し総合的に支援を行いました。

5. 自殺対策の課題

(1) こころの健康づくりの推進

こころの不調の要因となるストレスは、各年代において異なります。「こころの健康に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)において、10代については健康問題と学校問題がストレスの上位となっています。また、若者・働き世代については健康問題、勤務関係問題、家庭問題、60代以上については、家庭問題、健康問題が上位となっています。さらに、これまでに本気で自殺を考えたことがあると回答した10代、20代が4割を超え、他の年代と比較すると高い状況となっています。

以上のことから、各年代に合わせた、相談しやすい体制や支援体制の充実を図る必要があります。また、ライフステージに応じたメンタルヘルスについての学習機会を設けることも重要です。

(2) 地域におけるネットワークの強化

アンケート調査から、悩みがあるときの相談相手として家族や友人等を選んだのが72.3%と、身近な相手を選ぶ傾向があります。また、効果的と思われる自殺対策として、地域やコミュニティを通じた見守り・支え合いが14.2%と上位を占めていたことから、地域におけるネットワークや気付き力の強化が必要です。

また、ストレスを感じたときに相談することに対して消極的な回答が28.8%となっており、市民一人ひとりが、自殺を考えている身近な人に早く気付くなど、地域における支援体制の充実を図る必要があります。

(3) こころの不調を抱える人への支援

自殺者のなかでも、無職者の割合が高いことから、無職者・失業者や生活困窮者への自殺対策を推進することが課題となっています。自殺の原因・動機では、生活苦などの経済的な問題が上位を占めています。また、一般的にひきこもりやアルコール依存症等から、二次的にうつ病を発症するが多く、自殺の危険性が高まると言われています。

以上のことから、自殺の要因は多様であり、生活困窮者や精神疾患を持つ人など、ハイリスク者への支援が必要です。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1. 基本理念

大綱の基本理念や基本認識を踏まえ、本市の自殺対策は『誰も自殺に追い込まれることのない「小浜市」の実現』を基本理念とし、その実現に向けて自殺対策を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない「小浜市」の実現

2. 基本方針

大綱の基本方針である以下の6点を本市の基本方針とし、取組みを推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人や地域において、信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務等の「生きることの阻害要因」が上回った時に自殺リスクが高まります。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みと、「生きることの促進要因」を増やす取組みを推進する必要があり、あらゆる取組みによって「生きることの包括的な支援」を推進します。

(2) 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進

自殺を防ぐためには、包括的な取組みが重要であり、様々な分野の施策、組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、ひきこもり等に関連する分野においても同様の連携した取組みが展開されており、そうした様々な分野の支援者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携を強化しながら総合的な自殺対策を推進します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくことが重要です。

また、時系列ごとの対応も必要であり、対応の段階に応じた施策を効果的に連動させ、総合的な自殺対策を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発に取り組みます。市民が、自殺を考えている身近な人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動等に取り組みます。

(5) 関係者の役割の明確化および関係者の連携・協働を推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民等がそれぞれ果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

(6) 自殺者等の名誉および生活の平穏への配慮

県、市、関係団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者および自殺未遂者ならびにそれらの者の親族等の名誉および生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することないよう、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

3. 推進体制

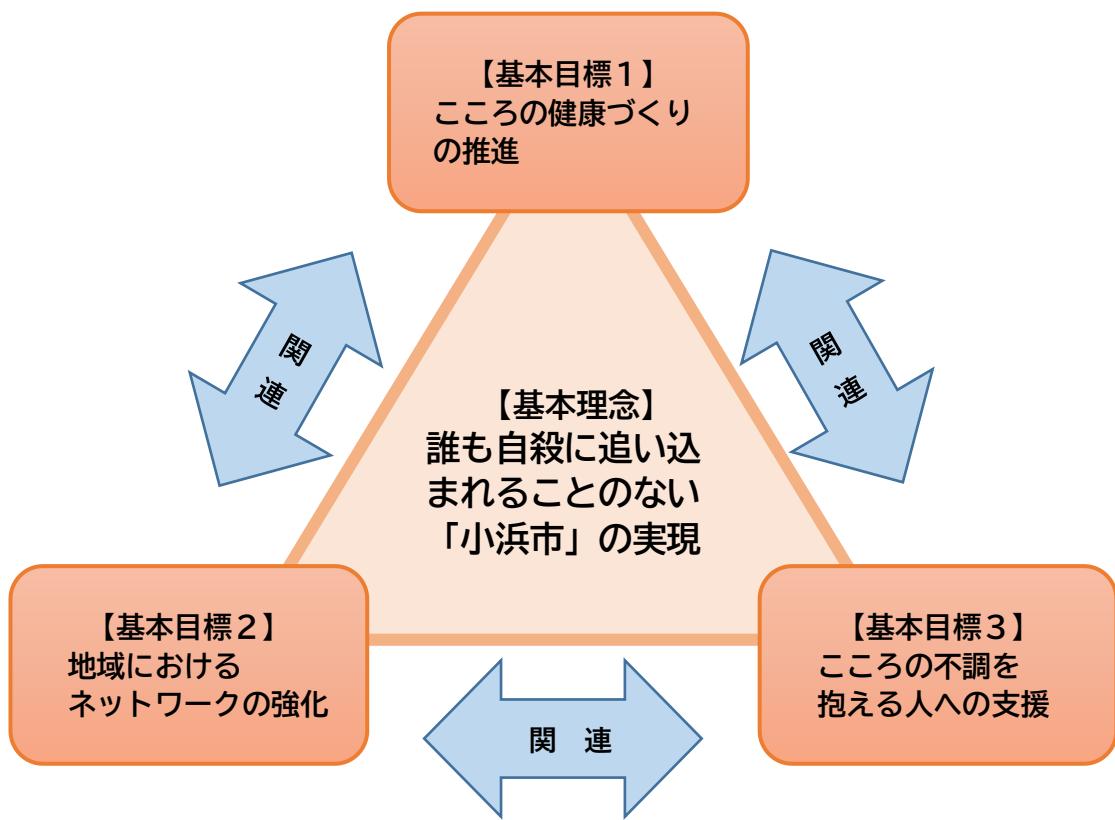
自殺対策の推進にあたっては、自殺対策に関する取組みの有機的な連携が図られるよう、庁内の関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体との連携を図ります。

計画を着実に推進するため、定期的に計画目標の達成状況および施策の進捗状況等を把握し、より効果的な取組みを推進します。

第4章 自殺対策の具体的な取組み

自殺対策計画推進の関連図

本計画の基本理念『誰も自殺に追い込まれることのない「小浜市」の実現』に基づき、「こころの健康づくりの推進」「地域におけるネットワークの強化」「こころの不調を抱える人への支援」の3つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標を達成するための各種施策を、相互に関連させ、総合的に自殺対策を進めます。



基本目標1 こころの健康づくりの推進

各年代において、それぞれの環境の変化が生じるため、それぞれのライフステージに応じた相談しやすい体制および支援体制の充実を図ります。

(1) 高齢者への支援【重点施策】

本市の平成29年～令和5年の自殺者数のうち、60歳以上の自殺者は44.0%を占めています。高齢者は身体疾患の罹患率も高くなり、家族の介護など精神的ストレス、孤立や生活困窮等、複数の問題を抱え込むことが多くなります。こうした課題を踏まえ、高齢者や家族の孤立を予防し、居場所づくりや社会参加の強化を図り、包括的な支援を推進します。

① 孤独・孤立の予防

様々な関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防や心身機能の維持を図る事業を推進します。

<主な事業>

- ・ ふれあいサロンの実施（高齢・障がい者元気支援課）
高齢者がサロンに参加し交流することで、孤独や孤立を予防するとともにストレス解消やリフレッシュにより、自殺リスクの軽減を図ります。
- ・ 老人クラブ助成事業（高齢・障がい者元気支援課）
スポーツ大会や芸能祭、世代間交流等を通じて、高齢者の生きがい活動を支援します。
- ・ いきいき地域・世代間交流事業（高齢・障がい者元気支援課）
高齢者の生きがいづくりや世代間交流を実施し、高齢者の生きがい活動を支援します。

② 健康不安・介護不安に対する支援の推進

うつ病を含め、高齢者の自殺要因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化します。

<主な事業>

- ・ 介護なんでも相談窓口の設置（高齢・障がい者元気支援課）
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくように、適切なサービスや機関につなげる等の支援を行い、本人の状態の安定と介護者の介護負担軽減につなげます。
- ・ 認知症初期集中支援チーム（高齢・障がい者元気支援課）
認知症の早期診断・早期対応に向けて、専門家が訪問して対象者の情報収集や評価を行い、チームで今後の支援について検討し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。
- ・ わがまち健康づくり推進事業（子ども未来課）
健康づくりの各種相談、保健指導等において、保健師が心身の健康状態を把握し、心身の状態の説明や改善のための助言、指導等を提供します。

③ 見守り体制の整備

在宅の高齢者の不安軽減を図り、日々の接触を通じて自殺リスクに早期に気付き、必要な支援につなぐ対応ができるよう見守り体制を整備します。

<主な事業>

- ・ 高齢者安心サポート事業（高齢・障がい者元気支援課）
ひとり暮らし高齢者相談員を設置し、定期的な訪問による安否確認をして相談相手になることで、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和を図ります。
- ・ 配食サービス事業（高齢・障がい者元気支援課）
高齢者が地域において自立した生活を継続させるため、栄養改善が必要な高齢者に対して配食サービスを実施し、ひとり暮らし高齢者等の見守りも行います。
- ・ 認知症サポーター養成講座（高齢・障がい者元気支援課）
認知症について正しい知識を持ち、よき理解者となる認知症サポーターを養成し、地域で認知症高齢者を見守るネットワークを形成します。
- ・ 民生・児童委員事務（市民福祉課）
地域の身近な相談相手である民生委員がひとり暮らし高齢者等を訪問し、孤独感の緩和や、自殺リスクを抱えた際に気付くことができるよう見守りを実施します。
- ・ 小浜市地域見守り活動協力に関する協定（高齢・障がい者元気支援課）
協定により、地域の様々な事業所のご協力をいただくことで、多面的な見守り体制の強化を図ります。

④ 介護者への支援

介護に関する相談を受けることや介護者同士の交流を図ることで、介護者の負担軽減に努め、介護支援者間の連携強化により介護者支援を推進します。

<主な事業>

- ・ 家族介護者交流事業（高齢・障がい者元気支援課）
介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的として、家族介護者の交流を図る機会を提供します。
- ・ 認知症カフェ（高齢・障がい者元気支援課）
認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う憩いの場を提供します。
- ・ 地域ケア会議の開催（高齢・障がい者元気支援課）
地域の高齢者が抱える問題等について、個別支援の充実を図り、他職種と連携し、高齢者を地域全体で支える体制の整備を推進します。

(2) 子ども・若者への支援【重点施策】

子ども・若者の自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面する可能性があり、こうした問題の対処方法や支援先を早期に知っておくことは、将来の自殺リスクの低減につながります。そのため、学校においては児童生徒の悩みが受け止められる体制を整備するとともに、いじめ防止対策を推進します。

① 孤独・孤立の予防

子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、いじめを未然に防止するための積極的・開発的な取組みを行うとともに、いじめの早期発見・適切な事案対処のための体制を関係機関等との連携により構築し、いじめや不登校による孤独・孤立の予防を図ります。

<主な事業>

- ・ いじめ等問題行動対策総合サポート事業（教育総務課）
いじめや暴力等の問題行動等に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図る対策委員会を設置します。
- ・ ふれあいスクール事業（教育総務課）
ふれあいスクールに通所する不登校児童生徒に対し集団生活への適応指導を実施します。
- ・ スクールカウンセラー配置事業（教育総務課）
スクールカウンセラーを設置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを実施します。
- ・ 児童館・児童センターの運営管理（子ども未来課）
児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、心身の健康を増進し、情操教育にも貢献します。

② 相談支援の充実と相談窓口の周知

面談等を通して児童生徒の心のケアを行うとともに、電話相談等の相談窓口の周知を行います。

<主な事業>

- ・ 【再掲】スクールカウンセラー配置事業（教育総務課）
スクールカウンセラーを設置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを実施します。
- ・ 電話相談やSNS相談の周知（高齢・障がい者元気支援課、教育総務課）
県が実施している「いじめ電話相談（24時間子供SOSダイヤル）」やSNS等の相談先について、市ホームページ等を使って、積極的な周知を行います。また、小中学校の連絡アプリを通じて児童生徒や保護者に対し相談窓口等の周知を図ります。
- ・ 生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談（若狭地域自殺対策連絡協議会）
児童生徒や保護者に対するカウンセリング、教員のコンサルテーションの場として、臨床心理士による相談日を開設し、相談の機会を提供します。

- ・ 相談窓口の周知（高齢・障がい者元気支援課）

若者が悩みを相談できるよう、様々な関係機関等が実施している相談窓口について、市ホームページ等を使って、積極的に周知を行います。

（3）勤労者への支援

アンケート調査によると、倒産や事業不振等の経済的な問題にストレスを抱えている人が 15.7%、仕事の不振や長時間労働等の勤務関係の問題にストレスを抱えている人が 21.6% います。

国では大綱においても勤務問題による自殺対策の推進を「当面の重点課題」としています。そのため、本市においても、市内企業に対する支援や相談窓口の周知を行います。

① 労働相談の充実

勤務問題による自殺のリスクを低減させるため、労働相談支援を行います。

<主な事業>

- ・ 労働相談（商工振興課）

過労、パワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるため、地域の関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。

- ・ 過労死等防止普及月間（11月）にかかる普及啓発活動（商工振興課）

国から提供されるポスターの掲示等により、月間の周知および啓発を行います。

② 小規模事業者等への支援の充実

商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、必要な相談支援を行います。

<主な事業>

- ・ 融資や補助制度の周知、相談（商工振興課）

中小企業向け融資や補助制度を市ホームページに掲載するなど、周知を行います。

(4) 子育て世代への支援

アンケート調査によると、30～40代では子育て等の家庭の問題にストレスを抱えていると回答した人が多い結果となりました。また、地域自殺実態プロファイルでは、20～39歳女性無職同居が自殺者の特徴の上位に入っています。本市では、子育てによるストレスを軽減できるよう、子育て世代への総合的な支援を推進します。

① 孤独・孤立の予防

様々な関係機関と連携しながら、孤独・孤立の予防を図る事業を実施します。

<主な事業>

- ・ 地域子育て支援事業（子ども未来課）

親子の集う場や子育て相談に応じる場（子育て支援センター他）を設けるとともに、家庭相談員を配置し要保護児童や要支援児童に対し適切な支援を行います。

- ・ 母子保健事業における地区組織活動（子ども未来課）

市が委嘱する保健推進員による声かけ訪問や子育て教室等の活動の場において、リスクを早期に察知し必要な機関に繋げます。

② 子育てに関する支援の充実

子育てによるストレスを軽減できるよう、専門家が子育てをサポートする事業を実施します。

<主な事業>

- ・ 保育カウンセラーによる巡回訪問（高齢・障がい者元気支援課）

保育カウンセラーが保育所等を定期的に訪問し、落ち着きがない等の気がかりな子について、保護者や保育士へ専門的な助言を行います。

- ・ ペアレントプログラムの実施（高齢・障がい者元気支援課）

子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になる保護者に対して、子どもをほめるコツや関わり方の工夫を学ぶ機会を提供します。

- ・ 母子保健事業における産婦訪問（子ども未来課）

訪問の際に、保健師等が産後うつのリスクの確認とともに子育て等に対する助言を行います。

基本目標2 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、様々な事業を通じて、ネットワークを強化し、総合的な支援体制の構築を図ります。また、地域における気付く力を養い、人材育成を図ります。

(1) 人材育成の推進【重点施策】

自殺の背景には様々な悩みや生活上の困難があり、そのような問題に対して早期の「気付き」が重要となります。本市では、研修等を開催することで「気付き」ができ、適切な支援につなげができる人材の育成に努めます。

① ゲートキーパーの養成

地域において、うつ病や自殺対策に関心を持ち、早期の「気付き」ができ、望ましい対応ができるよう、必要な研修を実施します。

<主な事業>

- ・ 地域におけるゲートキーパー養成の推進（高齢・障がい者元気支援課）
自殺予防についての知識を深め、地域のゲートキーパーの役割を担ってもらう人材を育成するために研修会を実施し、地域全体の自殺予防を推進します。
- ・ 相談窓口担当者研修会の実施（若狭地域自殺対策連絡協議会）
相談窓口の担当者が、自殺リスクを理解し、ゲートキーパーとしてハイリスク者を適切な機関へつなげることができるよう、研修会を実施します。

ゲートキーパーとは

こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気付き、対応することができる人のことを、「ゲートキーパー」といいます。

- ・ 気付き：家族や仲間・職場や市民など周囲の人の変化に気付く
- ・ 声かけ：周囲の人の変化に気付いたら、勇気を出して声をかける
- ・ 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- ・ つなぎ：早めに専門家に相談するように促す・適切な部署や機関につなげる
- ・ 見守り：温かく寄り添いながら、じっと見守る

② 地域の支援者に対する支援

ボランティア等、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動支援に努めます。

<主な事業>

- ・ 認知症センターへの支援（高齢・障がい者元気支援課）

認知症センターが、自殺リスクの早期発見と対応について理解し、気付き役としての役割を担えるよう支援します。

- ・ 【再掲】民生・児童委員事務（市民福祉課）

地域住民にとって気軽に相談できる存在である民生・児童委員が、困難な問題を抱えている人の地域で最初の窓口となり、見守り活動を推進していくことを支援します。

（2）総合的な支援体制の構築

本計画の策定に伴い、計画に基づいた各種施策を推進するため、様々な分野の取組みを密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制の構築に努めます。

① 地域における連携・取組体制の強化

自殺対策においては、様々な関係機関のネットワークづくりが重要であることから、市民、行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合うまちづくりを推進します。

<主な事業>

- ・ 若狭地域自殺対策連絡協議会（福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター）

若狭健康福祉センターが事務局となり、若狭地域の関係機関で構成する協議会を設置し、相互の密接な連携を確保し、若狭地域における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々なリスクを抱え問題が複雑になる前に、より早い段階での問題解決ができるよう、各分野における対策協議のための体制強化を図ります。

<主な事業>

- ・ 若狭地区障害児・者自立支援協議会（高齢・障がい者元気支援課）

障がい者や家族等が地域で安心して生活を送ることができるよう、関係機関とのネットワークを構築し、地域課題を検討します。

- ・ 小浜市要保護児童対策地域協議会（子ども未来課）

関係者間のネットワークを構築しながら、それぞれのケースごとに情報の共有を図り、対応を協議します。

(3) 市民に対する周知・啓発

アンケート調査によると、自殺関係の相談窓口の認知度は低い状況です。相談機関等に関する情報をお伝えし、市民が自殺対策について理解を深められるよう、積極的に普及啓発を行います。

① ポスター等による周知・啓発の推進

さまざまな機会を活用して、自殺対策に関する総合的な情報提供に努めます。

<主な事業>

- ・ 「こころの相談カード」の設置（若狭地域自殺対策連絡協議会）
若狭地域自殺対策連絡協議会で取り組んでいる「こころの相談カード」を、関係機関のトイレ等に設置し、相談窓口の周知を行います。
- ・ 自殺対策関連のポスター等の掲示（高齢・障がい者元気支援課）
自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）にあわせて、小浜市役所の掲示だけでなく、関係機関にも掲示してもらえるよう依頼します。

② 広報紙等を活用した周知・啓発の推進

自殺対策やこころの健康に関する正しい知識を広く周知するため、広報紙等を活用して、積極的な普及啓発に取り組みます。

<主な事業>

- ・ 広報紙を通じた周知・啓発（コミュニティ支援課、高齢・障がい者元気支援課）
「広報おばま」に自殺対策に関する記事を掲載することで、市民に対して相談先を周知し、自殺対策の必要性などの啓発により、各種事業・支援施策に関する情報を提供します。
- ・ 市ホームページを通じた周知・啓発（コミュニティ支援課、高齢・障がい者元気支援課）
自殺対策に関連した記事を掲載することで、広く周知や啓発を行います。

基本目標3 こころの不調を抱える人への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回るハイリスク者に対して、それぞれの要因に対応した支援ができるよう、医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

(1) 相談窓口体制の充実【重点施策】

アンケート調査によると、必要と思われる自殺対策について、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」と回答した人は19.8%と一番多い結果となりました。様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、窓口での連携体制の整備に努めるとともに、分かりやすい周知を行います。

① 様々な相談に対応した相談窓口の設置

自殺のリスク要因となるような悩みに対して相談に応じることができる相談窓口を設置します。

<主な事業>

- ・ こころの相談所の設置（高齢・障がい者元気支援課）
地域の専門機関で、週1回こころの相談所を設置し、市民に対して身近な相談の機会を提供します。
- ・ 臨床心理士によるこころの相談（高齢・障がい者元気支援課）
専門職である臨床心理士による相談日を開設し、市民へ相談の機会を提供します。
- ・ 【再掲】生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談（若狭地域自殺対策連絡協議会）
児童生徒や保護者に対するカウンセリング、教員のコンサルテーションの場として、臨床心理士による相談日を開設し、相談の機会を提供します。
- ・ ひきこもりに関する相談支援（福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター、高齢・障がい者元気支援課）
ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じるとともに、医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、相談者の状態に応じて適切に支援します。
- ・ 悩みごと総合相談会の開催（若狭地域自殺対策連絡協議会）
法律や医療に関する専門家による個別相談会を開催し、様々な悩みに対しての相談の機会を提供します。
- ・ 重層的支援体制の充実（市民福祉課、子ども未来課、高齢・障がい者元気支援課など）
介護・障がい・子育て・生活困窮・孤独孤立などのあらゆる相談に、分野の垣根を超えて柔軟に対応します。さらに、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複雑化、多様化した支援ニーズに対応します。

② 相談窓口の周知

悩みやストレスに直面した際に、すぐに相談できるよう、分かりやすい相談窓口の周知を行います。

<主な事業>

- ・ 【再掲】市ホームページを通じた周知・啓発（コミュニティ支援課、高齢・障がい者元気支援課）
相談窓口を早期に見つけることができるよう、市ホームページに相談窓口を掲載します。

- ・ 障がい者（児）福祉のてびきへの掲載（高齢・障がい者元気支援課）
自殺対策関連の相談窓口について、障がい者（児）福祉のてびきに掲載し、相談窓口の周知を行います。

（2）生活困窮者や多重債務者等への支援【重点施策】

国による本市の自殺実態プロファイルでは、重点パッケージとして「生活困窮者」の対策を推奨しており、生活困窮の背景には精神疾患や労働問題など多様な問題が複合的に関わっていることが多くなっています。生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえて、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

① 生活困窮者等への支援

生活苦や失業などの自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階に発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組みを推進します。

<主な事業>

- ・ 自立促進支援センターでの支援（市民福祉課）
生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、各関係機関と連携しながら総合的に支援します。
- ・ 生活保護業務（市民福祉課）
生活保護受給世帯に対して、相談支援を通じて、必要に応じて各関係機関と連携しながら、世帯の自立を支援します。
- ・ 市税などの納付相談（各担当課）
経済的な困難を抱えている滞納者との相談を通じて、支援が必要と思われる場合には、自立促進支援センター等の関係機関へつなぎます。
- ・ 若年無職者への対応の充実（商工振興課）
ミニジョブステーション小浜など地域の関係機関と連携して、若年無職者等の職業的自立を支援します。

② 多重債務者等への支援

自殺のハイリスク要因となりえる多重債務等を抱える者に対して、相談支援等を実施します。

<主な事業>

- ・ 消費生活相談室での支援（生活安全課）

消費生活相談の中で把握した、相談者の抱える消費者トラブル（多重債務相談を含む）に関する相談支援を行います。

- ・ 【再掲】自立促進支援センターでの支援（市民福祉課）

必要に応じて法テラス等へつなぎ、債務整理や自己破産など、適切な手段が取れるよう支援します。

（3）精神障がいを持つ人への支援

自殺者は、自殺行為に至る前にうつ状態であることが多くなっています。精神科等への受診や相談に対する敷居を低くし、本人や家族が精神科等の専門医療への受診・相談をしやすい環境づくりに努めます。

<主な事業>

- ・ 精神科医によるこころの相談（福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター）

こころに関する問題を抱える本人や家族が、精神科医へ相談できる機会を提供します。

- ・ 障害者相談支援事業（高齢・障がい者元気支援課）

様々な問題等に対して、相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行います。

- ・ 【再掲】障がい者（児）福祉のてびきへの掲載（高齢・障がい者元気支援課）

自殺対策関連の相談窓口について、障がい者（児）福祉のてびきに掲載し、相談窓口の周知を図ります。

自殺対策関連事業一覧（令和6年7月現在）

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
1	職員の健康管理事務	本市の職員に対する心身の健康増進を図るため、健康診断、ストレスチェック、メンタル相談等を実施している。	総務部	総務課
2	納税相談	納税相談を通して、支援が必要と判断した場合は担当部署につなげる。		税務課
3	各種ハザードマップの周知	各種ハザードマップを適宜見直すとともに、市民に向けた周知を強化し、災害への備えを促すことで命を守る行動を啓発する。		
4	安全安心ネットワーク会議活動支援事業	青少年愛護センター、管轄警察署、学校関係などと連携し、青少年の現状を確認した上で夏期合同パトロールを行っている。		
5	交通安全に関する事業	交通災害共済を通じて対象者に見舞金を支払っている。また、交通事故に遭った場合の相談窓口等を紹介したリーフレットを配布している。		
6	DV被害者支援事業	管轄警察署の被害者ネットワークに参加し情報の共有化を図っている。ポスター掲示などによる広報および被害者相談窓口の設置を行っている。		生活安全課
7	消費生活推進事業	消費生活相談室において、消費者トラブル（多重債務を含む）の早期解決に向けた助言等を行う。また、特殊詐欺や悪質商法等による被害の未然防止啓発を実施する。		
8	無料法律相談の紹介	専門家相談を必要とする相談者に対しては、消費生活相談室から確実に専門家へ橋渡しを行う。		
9	消費生活パネル展の実施	消費者トラブルの対処法に関する情報提供に加えて、相談窓口を紹介することで早期の相談を促す。		
10	総合計画策定ならびに推進に関する事務	令和3年度からの第6次小浜市総合計画において、自殺対策の実効的な戦略等について検討、明記する。	企画部	未来創造課
11	公共交通機関利用促進	市内の高校生等でひとり親家庭医療費助成または児童扶養手当を受給する世帯に対し、JR小浜線通学定期券購入費の80%相当の金額を助成する。		新幹線・交通まちづくり課
12	公共交通機関利用促進	市内の高校生等でひとり親家庭医療費助成または児童扶養手当を受給する世帯に対し、生活路線バス通学定期券購入費から1千円/月を差し引いた金額を助成する。		
13	広報紙等への情報発信	担当課からの掲載依頼を受け、広報紙や市ホームページ等で自殺対策啓発にかかる記事を掲載する。		コミュニティ支援課

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
14	放課後児童健全育成事業	就業等により、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後および長期休業中に保育する。	民生部 子ども未来課	
15	児童館・児童センター運営管理	児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、心身の健康を増進し、情操教育にも貢献する。		
16	地域子育て支援事業 (子育て支援センター他)	地域の子育て拠点となり、親子の集う場や子育て相談に応じる場を設けている。家庭相談員を配置し、要保護児童や要支援児童の早期発見等、適切な支援を行う。		
17	子育て短期支援事業	社会的にやむを得ない事由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において短期間預かる。		
18	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の実態を把握し、身上相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。		
19	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が疾病などの事由により、一時的に生活援助サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。		
20	小浜市要保護児童対策地域協議会	関係者間のネットワークを構築しながら、事例検討やケースに合った会議を行い、情報共有や対応を協議する。		
21	母子保健事業 (母子健康手帳の交付等)	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦訪問、プレパパプレママ講座等において、保健師、助産師が妊娠に伴う悩みや不安、ストレス状況等を把握し、妊娠の経過や子育てに対する助言、指導等を提供する。		
22	母子保健事業 (産婦訪問等)	産婦訪問指導において、保健師、助産師が産後うつのリスク確認とともに、産後の心身の変化や子育てに対する助言、指導等を提供する。		
23	母子保健事業 (新生児訪問等)	新生児訪問指導、1か月児、4か月児、6か月児、9～10か月児への乳児健康診査において、保健師、助産師が乳児を抱える母や家族等の悩みや不安、ストレス状況等を把握し、子の成長や子育てに対する助言、指導等を提供する。		
24	母子保健事業 (育児教室、相談等)	3か月児育児教室、離乳食とあそびの広場、1歳児育児相談等、乳幼児を抱える母や家族等への相談の場で、保健師、助産師が乳児を抱える母や家族等の悩みや不安、ストレス状況等を把握し、子の成長や子育てに対する助言、指導等を提供する。		
25	母子保健事業 (1歳6か月児、3歳児健診等)	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等、幼児を抱える母や家族等への相談、保健指導の場において、保健師が、母や家族等の悩みや不安、ストレス状況等を把握し、子の成長や子育てに対する助言、指導等を提供する。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
26	母子保健事業 (地区組織活動等)	市が委嘱する保健推進員に研修等を実施し、声かけ訪問や子育て教室等の活動の場において、リスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化する。	民生部	子ども未来課
27	わがまち健康づくり推進事業 (休養・こころの健康づくり)	乳児期から高齢者に至るまでどの年代においても、その年齢や個人の生活に応じた、心身の健康の保持増進についての情報提供等を実施する。		
28	わがまち健康づくり推進事業 (健康相談、保健指導等)	健康づくりを目的とする各種相談、保健指導において、保健師が健診結果や症状等から、心身の健康状態を把握し、心身の状態の説明や改善のための助言、指導等を提供する。		
29	わがまち健康づくり推進事業 (健康教育等)	健康づくりを目的とする健康教室等、集団指導の場において、保健師が体のしくみ等と関連付けて、こころの状態等についても説明や助言等を提供する。		
30	けんしん事業・特定健診等事業	特定健診やがん検診等の当日や結果相談の場において、心身の健康状態や生活状況を聞き取り、必要な支援につなげる。		
31	食生活改善推進員育成事業	市が委嘱する食生活改善推進員に研修等を実施することで、各地区における食に関する教室等を開催する。		
32	カムカム赤ちゃん応援事業	高額負担となりやすい治療費や通院にかかる交通費を助成することで、経済的な負担を軽減し、申請時等に保健師が治療に伴なう心身の負担等の相談を受けることで、こうしたリスクの軽減を図るとともに、市民への周知、啓発の機会となる。		
33	救急医療対策事業	休日・夜間の医療体制を整えることで、休日・夜間であっても医師の診察を受けることができる。急な心身の病状の悪化や自殺リスクに関わる問題を抱える場合もあることが想定される。		
34	出産・子育て応援金交付事業	全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型支援の充実と、その実効性をより高めるための経済的支援を一体的に実施する。伴走型支援として妊娠届出時、産婦訪問時の面談に加え、妊娠8か月前後にアンケートを実施し、希望等により面談する。		
35	社会福祉法人による利用者負担軽減制度	社会福祉法人における介護サービスを利用される利用者の自己負担額を軽減する。	民生部	高齢・障がい者元気支援課
36	介護保険サービス（居宅、施設サービス等）に関する事務	介護サービス利用に要する費用の一部を負担する。介護者の負担軽減や適切な介護サービスにつなげるための相談窓口として機能している。		
37	老人保護措置事業	環境上および経済的理由により居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに入所させる。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
38	在宅ねたきり老人等介護支援金支給事業	要介護4、5で在宅のねたきり高齢者等を介護する非課税世帯へ支援金を支給する。	民生部 高齢・障がい者元気支援課	
39	やすらぎ荘維持管理	高齢者の語らいの場を提供し、不安の解消、軽減や生きがいを高める。		
40	老人クラブ助成事業補助金	老人クラブ連合会や各区老人クラブへの活動助成を行う。高齢者がスポーツ大会や芸能祭、世代間交流等を通じて、高齢者の生きがい活動を支援する。		
41	生きがい活動拠点施設運営事業	高齢者の生きがいづくりを促進する施設で、高齢者の生きがい活動を行っている。		
42	いきいき地域・世代間交流事業	高齢者の生きがいづくりや世代間交流事業を実施し、高齢者の生きがい活動を行う。		
43	配食サービス事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、栄養改善が必要な高齢者に対して配食サービスを行う。ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワークの形成にもつながる。		
44	小浜市地域見守り活動協力に関する協定	協定により、地域の様々な事業所のご協力をいただくことで、多面的な見守り体制の強化を図る。		
45	介護なんでも相談窓口	高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくように適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うことで、本人の状態の安定と介護者の介護負担軽減につながる。		
46	権利擁護事業	成年後見制度に関する相談、消費者被害の防止など権利擁護の観点から支援を行う。また、高齢者の虐待防止や早期発見のために、民生委員や介護事業所などで構成する権利擁護推進会議を開催し、連携体制の強化を図る。		
47	成年後見制度利用支援事業	低所得者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成等を行う。		
48	認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、よき理解者となる認知症サポーターを養成する。地域で認知症高齢者を見守るネットワークの形成につながる。		
49	認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う憩いの場を提供する。地域の理解を得たり、当事者や家族同士が交流する場となっている。		
50	認知症初期集中支援チーム	認知症の早期診断・早期対応に向けて、専門家が訪問して対象者の情報収集や評価を行い、チーム員会議で今後の支援について検討する。		
51	地域ケア会議の開催	地域の高齢者が抱える問題等について、個別支援の充実を図り、他職種と連携し、高齢者を地域全体で支える体制の整備を推進する。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
52	家族介護者交流事業	介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的として、家族交流者の交流を図る機会を提供する。	民生部	高齢・障がい者元気支援課
53	高齢者安心サポート事業	ひとり暮らし高齢者相談員を設置することにより、定期的な訪問による安否確認など相談相手になることで、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和を図る。		
54	移動高齢者生きがい活動支援通所事業 (ふれあいサロン)	ひとり暮らしの高齢者や在宅で閉じこもりがちな虚弱な高齢者ならびにこれらの家族介護者等を対象に、健康チェックや相互のふれあいを通して、高齢者本人の心の張りを保ち、心身機能の低下を予防するとともに、要介護状態の進行を防ぐことを目的として実施する。		
55	障害者差別解消推進	障害を理由とする差別の解消を推進するため、対応要領を作成し、相談窓口（課の窓口を兼用）を設置している。		
56	障害福祉計画策定・管理事業	小浜市障がい者福祉計画に基づいて各種計画を作成し、自殺対策を含む障がい者のニーズに応じて各種事業を展開している。		
57	地域活動支援事業	障がい者の外出支援や日中活動の居場所を提供する。		
58	障がい者への各種手当支給事務	障がい者の経済的負担の軽減を図る手当（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等）の支給を行う。		
59	高齢者・障がい者SOSネットワーク	行方不明になった高齢者や障がい者の家族から捜索依頼を受けて、事前の協力機関（者）にメールを送信し、捜索をしてもらうことで、当事者の早期発見につながる。		
60	障害福祉サービスに関する事務	サービス利用に要する費用の一部を負担する。		
61	自立支援医療給付事業	障がい者の医療費の一部を助成することで、経済的支援を実施する。		
62	重度障害者医療費助成事業	障がい者の医療費の一部を助成することで、経済的支援を実施する。		
63	若狭地区障害児・者自立支援協議会の開催	関係機関とのネットワークを構築し、地域課題を検討する。構築されたネットワークは自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤となる。		
64	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、相談対応を行う。虐待への対応を糸口に当人や家族等を支援していくことで、背後にある様々な問題も察知し、適切な支援先へとつなぐ。		
65	障がい者相談支援	基幹相談支援センターを中心に、訪問や面談等の直接的な支援を行っている。障がい者自身が相談員となって相談対応も行っている。相談支援を行うことで、様々な問題に気付く機会ができ、ハイリスク者への対応にも繋がる。		
66	ひきこもりに関する相談支援	ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じるとともに、医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、相談者の状態に応じて適切に支援する。福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターでも、同様の相談対応を行っている。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
67	こころの相談所設置事業	地域の専門機関でこころの相談所を設置し、市民に身近な相談機関を提供し、自殺予防の早期支援に繋げる。		
68	ゲートキーパー養成事業	自殺予防についての知識を深め、地域のゲートキーパーの役割を担ってもらう人材を育成するために研修会を実施し、地域全体の自殺予防に繋げる。		
69	自殺対策関連のポスター等の掲示	自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）にあわせて、小浜市役所での掲示だけでなく、関係機関にも掲示してもらえるよう依頼する。		
70	臨床心理士によるこころの相談	専門職である臨床心理士による相談日を開設し、市民へ相談の機会を提供する。		
71	障がい者（児）福祉のてびきへの掲載	自殺対策関連の相談窓口について、障がい者（児）福祉のてびきに掲載し、相談窓口の周知を図る。		
72	自殺対策関連の広報および周知	市ホームページや広報紙等をつかって、相談窓口の広報や周知を図る。		
73	保育カウンセラーによる巡回訪問	保育カウンセラーが保育所等を定期的に訪問し、落ち着かない等の気がかりな子について、保護者や保育士へ専門的な助言を行う。		
74	ペアレントプログラムの実施	子育てや子どもの発達に悩んでいる保護者に対して、子どもをほめるコツや関わり方の工夫を学ぶ機会を提供する。		
75	若狭地域自殺対策連絡協議会への参画	若狭健康福祉センターが事務局となり、若狭地域の関係機関で構成する協議会を設置し、協議会に参画することで、相互の密接な連携を確保し、若狭地域における自殺対策を総合的に推進する。		
76	「こころの相談カード」設置 (若狭地域自殺対策連絡協議会)	若狭地域自殺対策連絡協議会で取り組んでいる「こころの相談カード」を、関係機関のトイレ等に設置し、相談窓口の周知を図る。		
77	悩みごと総合相談会の開催 (若狭地域自殺対策連絡協議会)	法律や医療に関する専門家による個別相談会を開催し、様々な悩みに対しての相談の機会を提供する。		
78	生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談（若狭地域自殺対策連絡協議会）	児童生徒や保護者に対するカウンセリング、教員のコンサルテーションの場として、臨床心理士による相談日を開設し、相談の機会を提供する。		
79	相談窓口担当者研修会の実施 (若狭地域自殺対策連絡協議会)	相談窓口の担当者が、自殺リスクを理解し、ゲートキーパーとしてハイリスク者を適切な機関へつなげることができるよう、研修会を実施する。		
80	精神科医によるこころの相談 (福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター)	こころに関する問題を抱える本人や家族が、精神科医へ相談できる機会であり、相談に応じて相談日の紹介や福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターへつなぐ。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
81	公害等に関する苦情相談	住民からの公害等に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。問題の深刻化を防ぎ、住民の精神的負担解消・軽減を図る。	民生部	環境衛生課
82	後期高齢者医療保険料の納付相談	経済的な困難を抱えている滞納者との納付相談において、必要に応じて支援機関につなげる。		
83	生活保護施行に関する業務	生活支援・就労支援・医療相談・高齢者支援・資産調査等による生活支援を行う。		
84	生活保護各扶助事務	各扶助の受給を通した生活状況の把握を行う。		
85	路上生活者に対する事務	見守り活動を通じた状況を把握し、適切な支援につなげる。		
86	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、各関係機関と連携して総合的な支援を行う。		
87	その他生活困窮者支援	離職等により住居を失った方に住居確保給付金、一時的に宿泊を提供する居住支援、負の連鎖回避の子ども対象の学習支援、就労するための就労準備、債務や滞納も含めた家計管理、貸付の斡旋の家計改善等を行う。		市民福祉課
88	民生委員児童委員事務	民生委員・児童委員、主任児童委員による地域の相談支援等を実施する。		
89	地域福祉推進事業	地域福祉計画の基本理念には「みんなが活躍できる 地域のしあわせ」を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりを目指す。		
90	重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化、多様化した支援ニーズに対応する支援体制を整備する。		
91	DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に対する相談窓口を設置し、相談内容によって関係機関と連携して支援する。		
92	勤労者・就業者生活安定資金貸付金	必要な原資を預託することで、低金利で安定した融資制度を運用し、市内の勤労者・就業者の生活安定と福祉向上を図る。	産業部	商工振興課
93	中小企業振興資金貸付金	必要な原資を預託することで、低金利で安定した融資制度を運用し、市内中小企業の経営安定や振興を図る。		
94	雇用推進対策事業 (ミニジョブステーション小浜・キャリアアドバイザーの設置)	若年無職者等の職業的自立を支援するため、専門のキャリアアドバイザーが、相談者一人一人の状況・希望に応じてキャリアと就職活動をサポートするミニジョブステーション小浜を毎週水金土に設置。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
95	公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など問題を抱えていることがあり、住民に接触するための窓口となり得る。	産業部	都市整備課
96	公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中には、困窮や生活面で問題を抱えることがあるため納付相談等を通じ情報を収集する。		
97	公営住宅建設事業	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。		
98	小浜市地域見守り活動協力に関する協定（委託業者：㈱アウトソーシングトータルサポート）	水道の検針業務等を通じて、「安心して暮らし続けられる地域」への協力活動を行う。		上下水道課
99	奨学資金貸付事業	奨学生の選考および返還金免除を選考する。		
100	就学支援委員会の設置	就学支援委員会を設置し、心身に障がいのある児童生徒の教育に関して、総合的な判断と支援を行う。		教育総務課 教育委員会
101	いじめ等問題行動対策総合サポート事業	いじめや暴力等の問題行動等に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図る対策委員会を設置する。		
102	ふれあいスクール事業	ふれあいスクールに通所する不登校児童生徒に対し集団生活への適応指導を行う。		
103	学校生活支援員設置事業	学校生活支援員を配置し、特別支援学級に在籍している介助を要する児童生徒の学校生活支援や、通常学級に在籍している支援や配慮が必要な児童生徒に対し、学級での学習活動の支援を行う。		
104	学校運営支援員設置事業	学級担任補助業務や実験等の準備・後始末など教職員の業務の補助を行う。		
105	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーが児童生徒および保護者のカウンセリングを行う。		
106	部活動指導員設置事業	市内中学校の部活動の充実および教職員の負担軽減を図るために、部活動指導員を配置し、部活動の指導を行う。		
107	小中学校要保護・準要保護・特別支援就学助成事業	経済的理由等による就学困難児童・生徒や特別支援学級就学児童・生徒の保護者に対する就学援助費を支給する。		
108	青少年愛護センター事業	専任補導員による街頭補導を月2回程度、夏休み中の土日にはPTA連合会と合同でパトロールを行い、生涯学習スポーツ課内に非行防止、家庭教育相談に関する電話相談窓口を設置している。また、青少年問題協議会の開催を必要に応じて行っている。		生涯学習 スポーツ課
109	人権擁護啓発事業	人権擁護委員協議会・法務局と連携し、人権講演会、人権の花運動、心あたたまる手紙等の事業を行うことで、市内における正しい人権意識を広げるとともに、思いやりの心を育む。		

No.	事業名	事業概要	担当部局	担当課名
110	子ども教室事業	子どもの放課後や週末などにおける学習活動やスポーツ・文化活動等の取組みを地域の大人が支援することにより、世代間交流を図り、子どもが健やかに育つとともに、地域の大人の活力にもつながる。	教育委員会	生涯学習 スポーツ課
111	各種生涯学習講座の開催	多くの市民に生涯学習の機会を提供することで、学んだ知識を家庭生活や地域活動の中で実践し、地域課題の解決と地域活性化を図る。		
112	文化協会事業	市役所ロビーで音楽会を実施し、誰でも気軽に音楽に触れる機会を提供している「つきいちバラエティー」やお茶・お花・尺八の教室を開講し、材料等の実費相当額だけで文化活動を提供している「伝統的文化子ども教室」、裏方から役者まで受入れ間口が広く、社会での孤立防止につながる「劇団久須夜」などがある。		
113	文芸おばま事業	無料で日本一流演奏を聴くことができる「それいけ音楽会」や、市民合唱団員を公募し5ヶ月間、初心者でも安心な練習環境を提供することで、仲間づくりの機会を提供している「第九演奏会」などがある。		
114	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあう機会を創出することで、親子の絆とコミュニケーションを深める機会を提供し、人格の土台形成に寄与する。		
115	市内スポーツの振興	幼児から高齢者までの市民がスポーツ活動に親しむことができるよう各種スポーツ教室を開催するとともに、市民体育祭をはじめとしたスポーツイベントの開催や各種スポーツ団体の活動を支援することで、生きがいの創出や健康増進につなげる。		



参考資料

自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度達成度
基本目標1	重点施策1 高齢者への支援			
	1-1 ふれあいサロンの実施		設置区115区 開催回数735回 参加延べ人数7,157人	98.3%
	1-2 老人クラブ助成事業		研修会の開催や奉仕作業、スポーツ大会を実施。（新型コロナウイルス感染症の影響により一部未実施）	一部実施
	1-3 いきいき地域・世代間交流事業		研修会の開催や奉仕作業、スポーツ大会を実施。（新型コロナウイルス感染症の影響により一部未実施）	一部実施
	1-4 介護なんでも相談窓口の設置		市包括、社協包括の2か所で実施。 相談件数7,745件。	実施
	1-5 認知症初期集中支援チーム		チーム員会議1回、対応件数2件。 検討委員会1回開催。	実施
	1-6 わがまち健康づくり推進事業		各種相談、保健指導等において、保健師や看護師が、心の健康状態についても配慮し必要な対応を実施した。	数値評価は困難
	1-7 高齢者安心サポート事業		150名に委嘱。相談員の活動により、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和を図っている。	数値評価は困難
	1-8 配食サービス事業		年間利用106名が週1～2回利用。事業者が弁当配達と同時に安否確認を行い、体調不良等平常時と異なる様子があれば関係機関と連携を図り対応している。	実施
	1-9 認知症サポーター養成講座		3回実施。162人養成。 現在までの養成人数5,286人。	100%
	1-10 民生・児童委員事務		新型コロナ感染症の拡大防止に努めながら地域の相談役として、心のケアを含めながら役割を果たした。	数値評価は困難
	1-11 小浜市地域見守り活動協力に関する協定		現在27事業所が登録。 通報実績1件。	数値評価は困難
	1-12 家族介護者交流事業		5回開催。参加延べ人数77人。日頃の介護の情報交換をしたり、ゲームをするなどし、体を動かす機会も設けた。	100%
	1-13 認知症カフェ		2か所で開催。 開催回数20回、参加延べ人数403人	100%
	1-14 地域ケア会議の開催		11回開催。（個別事例の検討10回、地域課題の検討1回）	実施

令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	課題	今後の実施計画 (次期計画における方策)
新型コロナウイルス感染症が落ち着き、新規設置、再開を進めることができた。	地域の高齢者のつながり強化のため、未設置区への働きかけや、地域のリーダー、講師の育成等について検討が必要。	未設置区への働きかけを行い、設置区数を増やしていく。
高齢者の生きがい創出や健康づくりに寄与している。加入者数が減少していることから、参加しやすい行事等の検討が必要。	参加しやすい行事等を検討し実施し、加入者数の増大を図る。	加入者数の増大への取り組みを踏まえながら、実施を継続。
拠点施設での各事業を通じて、高齢者の健康づくりや地域住民との交流を図ることができた。	高齢者間の交流にとどまらず、幅広い世代と交流する機会を拡大する。	更なる地域社会への参加意識の向上を図りつつ、実施を継続。
相談件数は前年度から増加している。高齢者に関する様々な相談に隨時対応し支援ができている。	関係機関との連携や調整を適切に行い、支援がきめ細やかに行き届くようにする。	継続して実施。 相談窓口の周知を強化する。
チーム員会議で適切なアドバイスを受け、支援につなげることができた。	なし	継続して実施。
相手の心身の状況、生活状況に合わせ、健康の保持増進のための助言等を実施できた。	生活スタイルの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響など、個人の心身の状況や個人をとりまく社会環境の変化に合わせた対応が必要。	継続して実施。
民生委員と連携した活動をさらに図っていく必要がある。	ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、相談員の負担が増加している。	継続して実施。
広報紙に掲載し住民への周知を図った。事業者からの相談等にも迅速に対応できた。	引き続き民生委員やケアマネジャーと連携し必要な対象者に利用していただけるよう対応する。	継続して実施。
民生委員、サロンリーダーなどのセンターを養成できた。また、高校生、看護学生の若年齢層のセンターも養成できた。	なし	継続して実施。
理事会において、新型コロナ感染症の拡大防止に努めながらの相談対応を依頼した。中学校授業参観ならびに懇談会やひとり暮らし高齢者友愛訪問プレゼントを実施した。また、相談に関する研修等、各種研修に述べ56人が参加した。	事業や研修に参加しづらい委員へのフォローが必要。	引き続き新型コロナ感染症の拡大防止に努めつつ、来年度の一斉改選に向けて適切に新任者の活動支援ができるよう努める。
事業者の協力により見守り活動の充実が図れる。	なし	継続して実施。
講習会や、日頃の不安等を相談し合ったり、体を動かす機会を設けることで、身体的・精神的な負担を軽減することができた。	新規参加者や男性介護者への働きかけを行っていく。	継続して実施。
参加者や地域の交流を図ることができた。	なし	継続して実施。
自立支援に向けた事例検討を行い、事例の積み上げから地域課題を検討することができた。	地域課題の解決に至るまでには時間要する。	継続して実施。

	計画における項目	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 達成度
基本目標1	施策1 児童生徒への支援			
	1-1 いじめ等問題行動対策総合サポート事業		いじめ等問題行動対策委員会 年2回開催（7月、11月）	100%
	1-2 ふれあいスクール事業		ふれあいスクール週5日 年間208日開設	100%
	1-3 スクールカウンセラー配置事業		スクールカウンセラー3名配置	100%
	1-4 生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談	○		
	施策2 勤労者への支援			
	2-1 労働相談		福井労働局や福井県労働委員会のパンフレット設置など、相談窓口の周知を図った。	実施
	2-2 過労死等防止普及月間（11月）にかかる普及啓発活動		厚生労働省から送付されたポスターを掲示。	実施
	2-3 融資や補助制度の周知、相談		小浜市ホームページに掲載。	実施
	施策3 子育て世代への支援			
3-1 保育カウンセラーによる巡回訪問			市内13の保育所等を訪問し、専門知識を生かした発達相談等を実施。 相談児童数延649名。	実施
3-2 ペアレントプログラムの実施			全6回のプログラムを実施。子育てに悩んでいる保護者8名が参加。	100%
3-3 母子保健事業における産婦訪問			産婦訪問の他、産婦健診、産後ケアでも産後うつのリスクの確認とともに子育て等に対する助言を行った。 産婦訪問166件。産婦健診159件。産後ケア26件。	実施

令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	課題	今後の実施計画(次期計画における方策)
委員会開催により、学校における問題行動等を共有し、各専門家からの助言を聞くことができた。学習支援員の配置により支援が必要な生徒に個別指導をすることができた。	特になし	継続して実施。
不登校児童生徒に対して学習保障と人間関係の構築を行い、進路実現や学校復帰につなげることができた。	不登校傾向の児童生徒数が増加傾向にあり、その容態も多様化してきているため、対応も難しくなってきている。	児童生徒への支援内容を工夫し、実施を継続。
児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識と経験を持つスクールカウンセラーを配置することにより、児童生徒の悩みや抱える問題を受け止め、心理的負担を軽減することができた。	特になし	継続して実施。
周知が図れた。	なし	周知を継続。
啓発が図れた。	なし	啓発を継続。
周知が図れた。	なし	周知を継続。
専門的知識に加え、カウンセラー経験10年以上の豊富な経験により、保護者の理解、保育士のスキルアップに大きく貢献している。	なし	継続して実施。
参加者が前向きな考え方を身につけ、子育てへの困り感を軽減することができた。	なし	継続して実施。
産科医療機関と連携し、リスクの高い産婦には、早期に介入し子育ての不安解消、メンタルケアを行った。	安心して出産・子育てをするために妊娠期から子育て期まで継続した伴走型相談支援が求められる。	継続して実施。

	計画における項目	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 達成度
基本目標 2	重点施策2 人材育成の推進			
	2-1 地域におけるゲートキーパー育成の推進		民生委員（64名）を対象に養成講座開催。	100%
	2-2 相談窓口担当者研修会の実施		新型コロナ感染症の影響により開催見合わせ。	0%
	2-3 認知症サポーター養成講座	○		
	2-4 民生・児童委員事務	○		
	施策4 総合的な支援体制の構築			
	4-1 若狭地域自殺対策連絡協議会		1回開催。	実施
	4-2 若狭地区障害児・者自立支援協議会		全体会、各部会、各連絡会合計112回開催	100%
	4-3 小浜市要保護児童対策地域協議会		代表者会議年2回・実務者会議年2回 事例検討会議（支援会議）26回 窓口・電話相談・訪問件数306件	100%
	施策5 市民に対する周知・啓発の推進			
	5-1 「こころの相談カード」の設置		「こころの相談カード」をトイレに設置。	実施
	5-2 自殺対策関連のポスター等の掲示		市役所やコミュニティセンターにポスター等を掲示。	実施

令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	課題	今後の実施計画 (次期計画における方策)
民生委員対象に講座を実施したことで、自殺対策の知識を普及することができた。	対象者の選定。ネガティブなイメージの養成講座を受けやすくする工夫。	継続して実施。
	コロナ禍で中断していたが、研修を再開し、ハイリスク者を適切な相談先に繋げられる人材を増やす必要がある。	継続して実施。
令和5年度の自殺者の状況や取組み事項について検討することができた。	なし	継続して実施。
障害者（児）に関する地域課題について、検討することができた。	なし	継続して実施。
相談内容が、多様化・複雑化する中で、専門機関と密に連携しながら業務を行った。	相談者の問題解決にはなかなか至らない中、つながりが途切れないような継続的な支援が求められる。	継続して実施。 (R4.4月～子ども家庭総合支援拠点を設置)
市民に相談窓口の周知ができた。	定期的に設置場所を巡回し、カードの汚れや不足がないよう管理が必要。	継続して実施。
市民への相談窓口の周知としての役割を果たせた。	なし	継続して実施。

	計画における項目	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度達成度
基本目標3	重点施策3 相談窓口体制の充実			
	3-1 こころの相談所の設置		2事業所で週1回のこころの相談所を開設した。年間42件相談対応。	実施
	3-2 臨床心理士によるこころの相談		年5回（6月、8月、10月、12月、2月）予定し、年間4件相談対応。	実施
	3-3 生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談		年4回開催（5月、9月、12月、2月）したが、申込は0件であった。	実施
	3-4 ひきこもりに関する相談支援		相談があった場合には、適切な関係機関と連携し、対応した。	実施
	3-5 悩みごと総合相談会の開催		年2回開催（9月、3月）し、13件の相談があった。	実施
	重点施策4 生活困窮者や多重債務者への支援			
	4-1 自立促進支援センターでの支援		新規相談数52件、新規プラン作成数6件	実施
	4-2 生活保護業務		新規相談54件（延べ62人）、申請件数25件、保護開始件数21件	実施
	4-3 市税などの納付相談		滞納者との納付相談を隨時行い、必要と思われる場合には自立促進支援センター等へつないだ。	実施
	4-4 若年無職者への対応の充実		ミニジョブステーション小浜を通じて職業的自立に向けた個別就職相談などの支援に取り組んだほか、サポステ福井による若年無就業者に対する出張相談会を実施した。	実施
	4-5 消費生活相談室の設置		・通年で相談を受け付けている。 ・多重債務者相談強化キャンペーン期間中に県や弁護士会等と連携し、家計のお悩み相談会を実施し、多重債務や家計に不安を抱える消費者への支援を行った。	実施
	4-6 自立支援促進センターでの支援	○		
	施策6 精神障がいを持つ人への支援			
	6-1 障害者相談支援事業		2事業所へ委託し、社会資源の利用などの相談支援を行っている。相談件数延761件。	実施

令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	課題	今後の実施計画(次期計画における方策)
予定通り開催でき、相談場所の提供ができた。	なし	継続して実施。
専門職の相談日を定例的に設けることができた。	年間の開催日程が少なく、利用したいときに利用できない可能性がある。	継続して実施。
コロナ禍における若年層への自殺対策が課題となっており、当事業を継続している。	相談件数は0件だったが、相談先のひとつとして残してほしいという要望がある。	継続して実施。
複合的な課題により、ひきこもりとなるケースも存在するため、当事業を継続している。	相談件数は0件であったが、相談先として残してほしいという要望がある。	継続して実施。
認知度が高くなってきており、関係機関からの紹介で相談会に繋がるケースも多く、様々な相談に対応できる場として機能した。	なし	継続して実施。
小浜市自立促進支援センターに相談員2名を配置し、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、各関係機関と連携しながら総合的に支援した。	自立促進支援センターについての、市民や関係機関への周知が不十分。	小浜市自立促進支援センターの周知啓発を強化するとともに、連携した相談業務実施を継続。
被保護世帯に対して、小浜市自立促進支援センターと連携し家計改善、就労支援を実施した。また他法を活用し、障害年金受給申請等についての支援を行った。	1ケースの手続きの支援に時間がかかるため、全ケースについて時期を逸せず支援をしていくことが困難。	引き続き、被保護者の相談支援を自立促進支援センターやハローワークと連携して実施する。また、他法活用が可能な方には手続き方法などを支援する。
相談の内容に応じて自立促進支援センターや各担当に適切につなぐことができた。	なし	継続して実施。
ミニジョブステーション小浜は、毎週水・金・土に開設し、専門のキャリアアドバイザーが、相談者一人一人の状況・希望に応じてキャリアと就職活動のサポートを行うとともに、サポステ福井による出張相談会も実施され、若年無職者等の職業的自立が推進された。	なし	継続して実施。
専門家による的確な助言を行うことで、相談者のこころの負担軽減に繋がっている。	多重債務者相談強化キャンペーン期間中の相談会に関しては、関係各課への案内や広報などで周知を行っているが、相談は多くないため、更なる周知を図る。	継続して実施。
福祉のてびきに記載するなどして相談窓口の周知を図っている。また、相談者に対して幅広く相談の対応ができた。	なし	継続して実施。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策
計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉

えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

- 第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行: 令和4年10月14日閣議決定
第3次: 平成29年7月25日閣議決定
第2次: 平成24年8月28日閣議決定
第1次: 平成19年6月 8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

本計画で使用したデータの種類

厚生労働省 「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」	警察庁から提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて、厚生労働省が毎月集計を行い、作成したもの。
厚生労働省 「自殺統計原票特別集計」	警察庁から提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて、厚生労働省がクロス集計したもの。
いのち支える自殺対策推進センター（JSCP） 「地域自殺実態プロファイル」	国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率、関連する自殺統計をまとめたもの。
【参考】 警察庁「自殺統計」	調査対象：総人口（日本における外国人も含む） 調査時点：発見地を基に自殺死体発見時点で計上 計上方法：捜査等により自殺であると判明した時点

※ 本計画で使用しているデータについては、比率はすべて100%で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

小浜市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、小浜市自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定し、自殺対策に係る施策の円滑な推進を図るため、小浜市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会で検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の原案の策定および検討に関すること
- (2) その他計画の円滑な執行のため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、警察関係者、行政機関の職員、その他市長が適当と認める者の中から、市長が依頼する。
- 3 委員会に情報を提供するためオブザーバーを置くことができる。
- 4 オブザーバーは、市長が依頼する。

(任期)

第4条 前条第2項の規定により依頼された委員の任期は、依頼の日から計画策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部高齢・障がい者元気支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

小浜市自殺対策計画策定委員名簿

No.	所属等	役職	氏名	分野別	備考
1	杉田玄白記念公立小浜病院	精神科認定看護師	國友 博昭	医療	委員長
2	若狭つくし会	相談支援専門員	松本 匡司	福祉	副委員長
3	杉田玄白記念公立小浜病院	臨床心理士	林 晃平	医療	
4	小浜警察署刑事生活安全課	生活安全庶務係長	西野 沙織	警察	
5	小浜市地域ケア連絡協議会	居宅部会部会長	和久田 万理	福祉	
6	杉田玄白記念公立小浜病院 地域連携室	室長補佐	大江 良生	保健・医療	
7	小浜市社会福祉協議会	保健師	中野 よしみ	福祉	
8	自立促進支援センター	主任相談支援員	森下 玲奈	福祉	
9	福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター	主事	内野 公貴	保健・福祉	
10	小浜市	民生部長	清水 淳彦	行政	
事務局		高齢・障がい者元気支援課			

計画策定の経緯

実施日	内容
令和6年7月23日	●第1回小浜市自殺対策計画策定委員会 小浜市の自殺の現状、策定スケジュール、市民アンケートについて
令和6年7月29日～8月31日	◎市民アンケート「こころの健康に関するアンケート調査」の実施
令和6年10月30日	●第2回小浜市自殺対策計画策定委員会 市民アンケートの結果、第1次計画の評価、計画素案について
令和6年12月26日	●第3回小浜市自殺対策計画策定委員会 計画（案）、計画概要版（案）、パブリックコメントについて
令和7年2月5日～2月26日	◎パブリックコメントの実施
令和7年3月18日（予定）	●第4回小浜市自殺対策計画策定委員会 パブリックコメントの結果、計画（案）について
令和7年3月●●日	◎計画策定・公表

第2次小浜市自殺対策計画

発行：令和7（2025）年3月

編集：小浜市民生部高齢・障がい者元気支援課

TEL：(0770) 64-6142

FAX：(0770) 53-1016

E-mail：genki@city.obama.lg.jp